

京都府の特別支援教育

平成 24 年 10 月



目 次

I 特別支援教育の概要

1 「京都府障害者基本計画」の教育施策	1
2 京都府教育振興プラン～つながり、創る、京の知恵～	2
3 京都府における特別支援教育のあゆみ	3
4 府立特別支援学校所在地一覧	9

II 特別支援教育の現状

1 特別支援学校一覧	11
2 府立特別支援学校紹介	12
3 平成23年度府立特別支援学校中学部及び高等部卒業生の進路状況	27
4 府内特別支援学級児童生徒数	28
5 平成23年度府内小学校及び中学校特別支援学級卒業生の進路状況	28
6 府内通級による指導の実施状況	28

III 特別支援教育統計資料

1 特別支援学校幼児児童生徒数の推移	29
2 府内特別支援学級数及び児童生徒数の推移	31
3 府内通級指導教室設置状況	32
4 府内中学校特別支援学級卒業生進路状況の推移	33
5 研究指定校等の推移	34

IV 特別支援教育参考資料

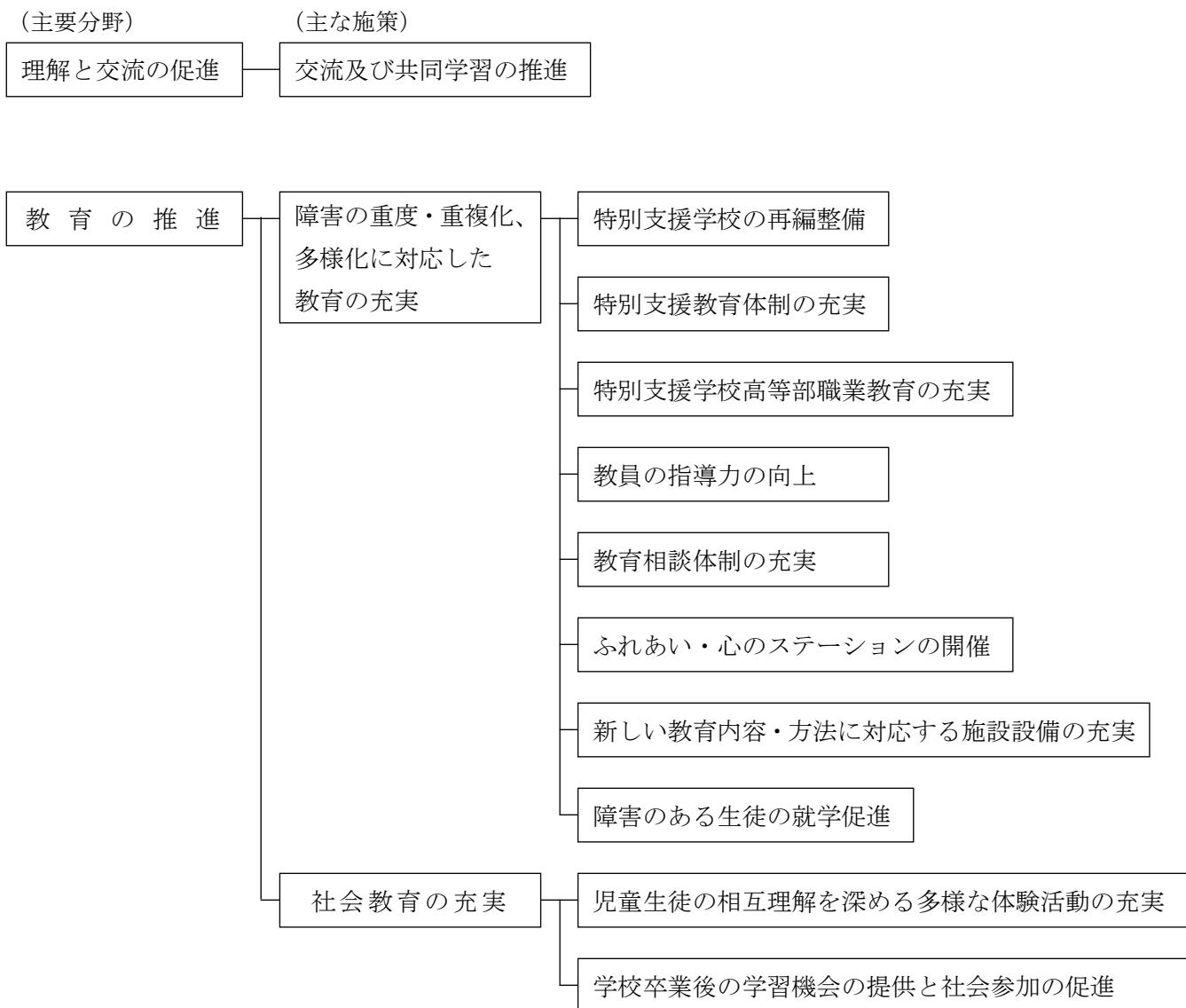
1 就学指導委員会規程	35
2 障害児福祉関係機関等一覧	37
3 就学奨励費支給対象経費一覧	42

※ 府内とは京都市を除く市町村のことである

I 特別支援教育の概要

- 1 「京都府障害者基本計画」の教育施策
- 2 京都府教育振興プラン～つながり、創る、京の知恵～
- 3 京都府における特別支援教育のあゆみ
- 4 府立特別支援学校所在地一覧

1 「京都府障害者基本計画」の教育施策



2 京都府教育振興プラン～つながり、創る、京の知恵～

特別支援教育の推進

発達障害を含む障害のある子ども一人一人の自立や社会参加を目指し、就学前から卒業後に至るまでの一貫した特別支援教育を推進します。

---主な取組---

- 特別支援教育の拠点校となる宇治支援学校に、専門的な相談・研究・研修機能を有する「京都府スーパーサポートセンター」を設置します。
＜注＞ 平成23年4月に開設し、特別支援教育の理念と実践が府内全域に浸透し、障害のある全ての児童生徒が生き生きと活躍できる共生社会の実現を目指して取組を進めています。
- すべての学校（園）において、障害のある子どもの支援の在り方等について検討を行う校（園）内委員会や、学校内外の関係者との連絡調整などを行う特別支援教育コーディネーター、各特別支援学校に設置された地域支援センターなどを活用しながら、発達障害を含む障害のある子どもを支援します。
- 特別支援学校では、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）、言語聴覚士（ST）等の専門家の活用を図るなど、障害の重度・重複化、多様化に対応します。また、医療的ケアを安全に実施する体制を充実します。
- 企業やNPO、教育訓練機関等と連携し、多様な職業訓練の機会を拡充するなど、一人一人の自立と社会参加を目指した取組を推進します。
- 通級指導教室を計画的かつ適切に配置し、特別支援学級と併せ弾力的に活用するとともに、発達障害に係る専門的な知識と技能を有する教員の養成・配置を進め、障害のある子どもへの適切な指導に向けた取組を充実します。
- 特別支援教育に対する地域社会の理解を促す機会を拡充するとともに、交流及び共同学習を充実するなど、障害の有無にかかわらず、誰もが共に暮らす社会を目指した取組を推進します。

＜関連する取組＞

- * 発達障害児のスクリーニングから相談、保育所等への保育支援など、発達障害児を早期に発見し、的確な療育の場につなげられるよう支援します。

3 京都府における特別支援教育のあゆみ

年 号	京 都 府	国
明治5年		・「学制」施行
明治11年	・わが国最初の「京都盲唚院」設立	
明治19年		・小学校令で就学義務の猶予を規定
明治23年		・小学校令で就学義務の免除を規定
大正11年	・京都市立成徳小学校に最初の「特殊学級」開設	
昭和6年	・京都市立盲学校及び聾唚学校を京都府に移管、府立学校とする ・聾唚学校を聾学校と改称	
昭和7年		
昭和22年		・日本国憲法、教育基本法、学校教育法施行 「学校教育法」で、盲・聾・養護学校教育の義務制を規定
昭和23年		・盲学校・聾学校(小・中学部)逐年進行で義務制実施
昭和25年	・舞鶴市立三笠小学校に府内最初の「特殊学級」開設	
昭和27年	・「盲学校・聾学校舞鶴分校」開校	
昭和28年		
昭和29年		・「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の判別制実施について」次官通達
昭和31年	・「京都府下特殊教育研究会」発足 (昭48「京都府障害児教育研究会」と改称)	・文部省、精神薄弱児実態調査
昭和32年		・「盲学校・聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」公布
昭和33年		・「公立養護学校整備特別措置法」公布
昭和34年	・舞鶴整肢学園(現舞鶴こども療育センター) 内に府内最初の「肢体不自由学級」開設 (三笠小学校籍)	・給与改正により調整額8%(特殊学校4%)がつく ・特殊学級への設備補助金支給始まる
昭和35年		・「盲学校・聾学校(高等部)学習指導要領一般編」通達
昭和37年		・「学校教育法及び同法施行令の一部改正に伴う教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育的措置について」初中局長通達
昭和38年		・「養護学校(小・中学校)学習指導要領」通達
昭和39年	・「京都府下特殊学級設置学校長会」発足 (後に「京都府特別支援学級設置学校長会」と改称)	・文部省著作「養護学校用教科書」作成
昭和40年	・「京都府立盲学校、聾学校及び養護学校の学則」制定	・「盲学校・聾学校学習指導要領(小学部)」告示
昭和41年		・「盲学校・聾学校学習指導要領(中学部)」告示
昭和42年	・「府立向日が丘養護学校」開校	・「盲学校・聾学校学習指導要領(高等部)」告示 ・文部省、精神薄弱児実態調査(第2次)

年号	京都府	国
昭和43年	・聾学校聴能言語室開設	
昭和44年	・「府立与謝の海養護学校」開校 ・綾部市立綾部小学校に府内最初の「言語障害学級」開設	・特殊教育総合研究調査協力者会議が「特殊教育の基本的な施策のあり方について(報告)」を発表 ・「心身障害者対策基本法」公布
昭和45年	・国立舞鶴病院内に「病弱学級」開設(倉梯小学校籍)(現舞鶴支援学校行永分校)	
昭和46年	・京都府議会「教育の機会均等推進に関する意見書」議決 ・乙訓中学校(現向日市立勝山中学校)に府内最初の「情緒障害学級」開設	・「盲学校・聾学校及び養護学校(小・中学部)学習指導要領」を改訂(養護・訓練を領域として新設) ・国立特殊教育総合研究所開設
昭和47年	・「府立与謝の海養護学校桃山分校」開校(後の桃山養護学校)	・「盲学校及び聾学校(高等部)の学習指導要領」を改訂し、「養護学校(高等部)の学習指導要領」を作成 ・養護学校義務制に関する政令公布(昭54より実施)
昭和48年	・「在宅障害児訪問指導教育制度」発足 ・宇治市立神明小学校に府内最初の「難聴学級」開設	・国立久里浜養護学校開設
昭和49年	・「府立桃山養護学校」開校 ・「適正就学指導委員会」(京都府)発足(平14「就学指導委員会」と改称) ・府内市町村適正就学指導委員会の設置率100%となる	
昭和50年	・「京都府障害児教育諸学校研究協議会」発足(平17「京都府特別支援教育研究協議会」と改称)	
昭和51年	・重症心身障害児施設「花ノ木学園」内に亀岡小学校障害児学級開設	
昭和53年	・「府立丹波養護学校」開校 ・盲・聾教育開学100周年記念行事開催(京都府の障害児教育100年) ・京都府障害児教育教科用図書等調査委員会議を設置し、「障害児教育関係教科用図書等調査研究のまとめ」を作成	・特殊教育に関する研究調査会「軽度心身障害児に対する学校教育の在り方(報告)」発表 ・「学校教育法施行令及び学校保健法施行令等の一部改正について」事務次官通達 ・「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」初中局長通達 ・「盲学校・聾学校及び養護学校の小学部、中学部及び高等部の教育課程の基準の改善について」教育課程審議会答申 ・国際児童年 ・養護学校義務制スタート ・「盲学校・聾学校及び養護学校(小・中学部)(高等部)学習指導要領」を改訂 ・盲学校・聾学校及び養護学校小学部の「改訂学習指導要領」施行
昭和54年	・「府立舞鶴養護学校」(現舞鶴支援学校行永分校)開校 ・国立療養所南京都病院しらうめ病棟の重症心身障害児に訪問教育を実施(府立桃山養護学校) ・府内中学校障害児学級及び府立養護学校卒業生の進路追跡調査を実施 ・京都府障害児教育諸学校(小・中学部)教育課程検討委員会を設置 ・同教育課程編成資料を提示	
昭和55年	・「府立丹波養護学校亀岡分校」及び「府立舞鶴養護学校北吸分校」開校 ・京都府障害児教育諸学校(高等部)教育課程検討委員会を設置	

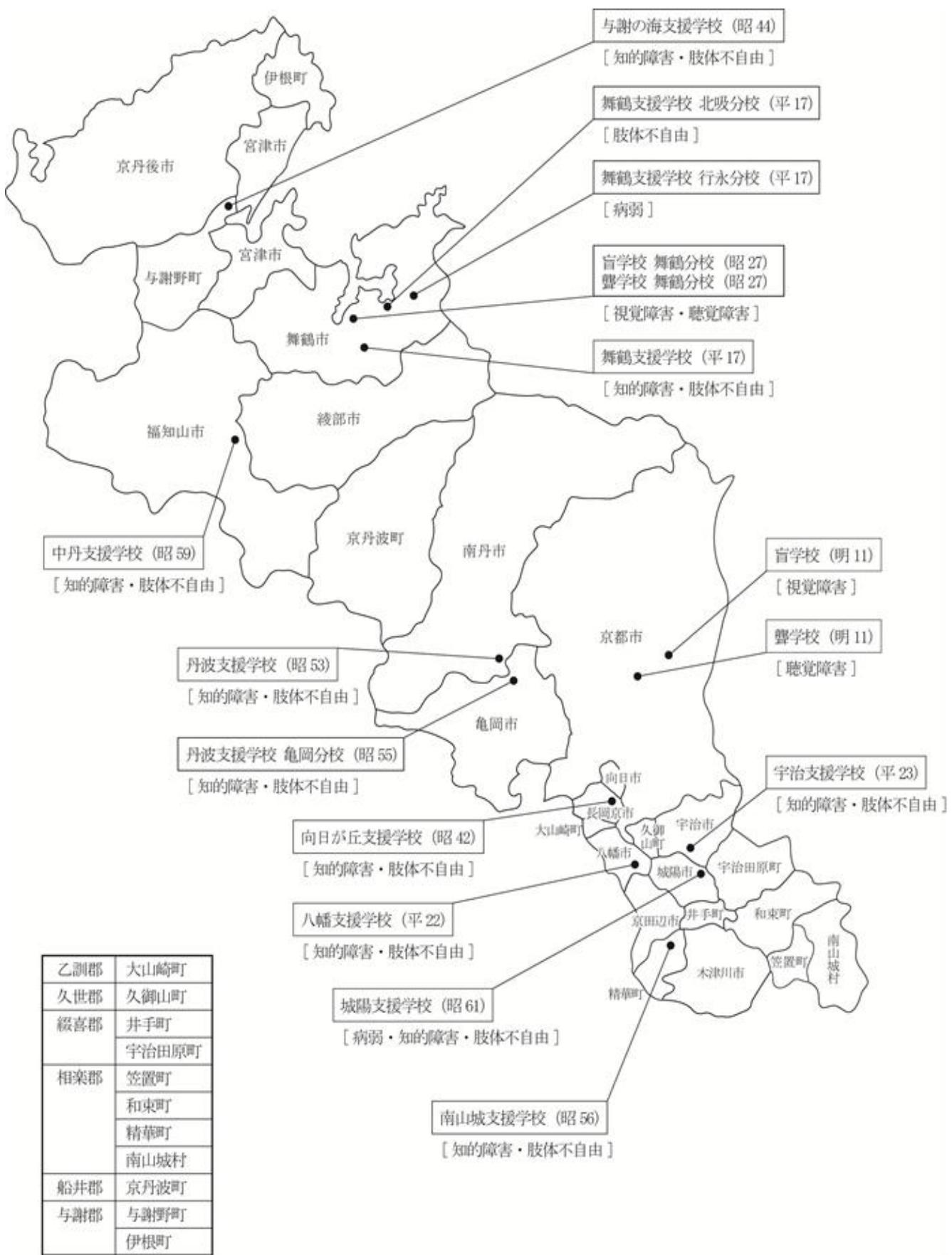
年号	京都府	国
昭和56年	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立南山城養護学校」開校 ・府総合教育センターを開設し、障害児教育部門を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際障害者年
昭和57年	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立南山城養護学校病弱分教室」開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊教育研究調査協力者会議「心身障害児に係る早期教育及び後期中等教育の在り方(報告)」を発表 ・養護学校用小学部算数科・国語科教科書指導書作成
昭和58年	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立南山城養護学校城陽分校」開校 	
昭和59年	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立中丹養護学校」開校 ・「府立丹波養護学校亀岡分校」全面改築 ・「府立盲学校・聾学校舞鶴分校」全面改築 	<ul style="list-style-type: none"> ・「心身障害児の就学指導資料」発行 (昭59.10)(文部省)
昭和60年	<ul style="list-style-type: none"> ・府立聾学校舞鶴分校中学部を全面的に廃止 ・府立丹波養護学校亀岡分校に「高等部分教室」を開設 	
昭和61年	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立城陽養護学校」開校 ・府立城陽養護学校に重症心身障害者の高等部を開設 ・「京都府立学校の管理運営に関する規則」の制定に伴い府立盲・聾・養護学校の学則を各学校毎に制定 	
昭和63年	<ul style="list-style-type: none"> ・府立城陽養護学校に軽度知的障害児の社会自立を目指した高等部普通科「職業教育系」開設 ・第24回全国身体障害者スポーツ大会「愛とふれあいの京都大会」に盲・聾・養護学校の児童生徒が参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・「身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律」の施行に伴う「精神薄弱者」の取扱いについて(昭63.4)(労働省) ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の一部を改正及び柔道整復師法の一部を改正(昭63.5)(厚生省) ・「盲学校・聾学校及び養護学校の幼稚部、小学部、中学部及び高等部の教育課程の基準の改善について」教育課程審議会答申(昭63.12)
平成元年		<ul style="list-style-type: none"> ・あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正(平元.9) ・盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部、小学部、中学部及び高等部の学習指導要領を改訂(平元.10)
平成2年	<ul style="list-style-type: none"> ・教育用コンピュータ整備事業 ・盲・聾・養護学校芸術鑑賞会実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・通級学級研究協力者会議設置(平2.6)
平成3年		<ul style="list-style-type: none"> ・通級学級研究協力者会議「通級の充実方策について(中間まとめ)」答申(平3.7)
平成4年	<ul style="list-style-type: none"> ・府立盲学校高等部専攻科に保健理療科を新設 ・「音楽フェスティバル」に盲・聾・養護学校の児童生徒が参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・通級学級研究協力者会議「通級による指導に関する充実方策について(審議のまとめ)」答申(平4.3) ・「学校週5日制の実施について」初中局長通知 ・初任者研修制度特殊教育諸学校で本格実施(平4.4) ・「学校教育法施行規則の一部改正について」初中局長通達(平5.1)(通級による指導の制度化)
平成5年	<ul style="list-style-type: none"> ・府内最初の「通級指導教室」開設 ・第1回京都府立養護学校高等部スポーツ交流会実施 	

年号	京都府	国
平成6年		<ul style="list-style-type: none"> 「児童の権利に関する条約について」文部事務次官通知(平6.5.20) 「病気療養児の教育について」初中局長通知(平6.12.21)
平成7年	<ul style="list-style-type: none"> 府内最初の「病弱学級」開設(八幡市立八幡第三小学校、関西医大附属男山病院内) 	<ul style="list-style-type: none"> 「就学指導資料」の発行(平7.1)(文部省) 「学習障害児等に対する指導について(中間報告)」調査研究協力者会議(平7.3.27)
平成8年	<ul style="list-style-type: none"> 「京都府障害者基本計画」策定 第1回「ふれあい・心のステーション」実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「盲学校・聾学校及び養護学校の高等部における職業教育等の在り方について(報告)」調査研究協力者会議(平8.3.18) 第15期中央教育審議会「審議のまとめ」(平8.6.18) 特殊教育の改善・充実に関する調査協力者会議の第一次報告について(平9.2.14)
平成9年	<ul style="list-style-type: none"> 盲・聾・養護学校高等部訪問教育の試行的実施 盲・聾・養護学校情報ネットワーク推進事業 低床型スロープ付スクールバスの導入 	<ul style="list-style-type: none"> 特殊教育の改善・充実に関する調査協力者会議の第二次報告について(平9.10.21) 「教育課程の基準の改善の基本方向について」教育課程審議会(平9.11.17) 第16期中央教育審議会答申「幼児期からの心の教育の充実」(平10.6.30)
平成10年	<ul style="list-style-type: none"> 養護学校高等部訪問教育の対象を中学部過年度卒業生まで拡大 京都府教育庁指導部学校教育課に障害児教育室設置(6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 教育課程審議会最終答申(平10.7.24) 教育職員養成審議会最終答申(平10.10.29) 小・中学校学習指導要領告示(平10.12.14) 高等学校学習指導要領告示(平11.3.29) 盲学校・聾学校及び養護学校(幼稚部、小・中学部、高等部)学習指導要領告示(平11.3.29) 小・中・高等学校、盲・聾・養護学校の学習指導要領移行措置の告示(平11.6.3)
平成11年	<ul style="list-style-type: none"> 小学校に「肢体不自由学級」開設(八幡市立南山小学校、京田辺市立大住小学校) 	<ul style="list-style-type: none"> 「学習障害児に対する指導について(報告)」調査研究協力者会議(平11.7.2) 「21世紀の特殊教育の在り方について(中間報告)」調査研究協力者会議(平12.11.6)
平成12年	<ul style="list-style-type: none"> 養護学校高等部訪問教育の本格実施 中学校に「視覚障害学級」開設(亀岡市立亀岡中学校) 「府立学校の在り方について(中間まとめ)」府立学校の在り方懇話会(平12.12.1) 	<ul style="list-style-type: none"> 「21世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)」調査研究協力者会議(平13.1.15) 学校教育法施行令の一部を改正(平14.4.24) 「障害のある児童生徒の就学について」初中局長通知(平14.5.27) 「就学指導資料」の発行(平14.6)(文部科学省)
平成13年	<ul style="list-style-type: none"> 聾学校に「通級指導教室」開設 	<ul style="list-style-type: none"> 「21世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)」調査研究協力者会議(平13.1.15)
平成14年	<ul style="list-style-type: none"> 「府立学校の在り方について(まとめ)」府立学校の在り方懇話会(平14.1.15) 「府立養護学校の再編整備計画」策定(平14.3) 中学校に「聴覚障害学級」開設(綾部市立綾部中学校) 京都府教育庁指導部障害児教育課設置(6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」調査研究協力者会議(平15.3)
平成15年	<ul style="list-style-type: none"> 養護学校・地域等連携推進事業実施 	

年号	京都府	国
平成16年	・「京都府障害者基本計画」策定	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥／多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)作成(平16.1) ・「障害者基本法の一部を改正する法律」施行(平16.6) ・「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」初中局長通知(平16.10) ・「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(中間報告)」中央教育審議会(平16.12)
平成17年	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立舞鶴養護学校」開校 ・「府立舞鶴養護学校行永分校」及び「府立舞鶴養護学校北吸分校」開校 ・組織改正により「特別支援教育課」に名称変更 ・「府立養護学校の再編整備計画に基づく南部地域実施計画」策定 ・平成18年度京都府公立学校教員採用選考試験に「盲・聾・養護学校」の校種を新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・「発達障害者支援法」施行(平17.4) ・「発達障害のある児童生徒等への支援について」初中局長・高教局長通知(平17.4) ・「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」中央教育審議会(平17.12)
平成18年	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校に発達障害の子どもを学校全体で支援する体制整備のための「非常勤講師」を配置(特別支援教育充実事業) ・中学校に「通級指導教室」開設 ・第30回全国高等学校総合文化祭「京都総文」協賛盲・聾・養護学校部門開催(平18.8) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について」初中局長通知(平18.3) ・「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」文部科学事務次官通知(平18.7) ・「就学指導資料(補遺)」発行(平18.7) ・「教育基本法」改正(平18.12)
平成19年	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の種類について「京都府立高等学校等設置条例」等関係条例・規則の一部改正により「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に移行 ・「特殊学級(府内では「障害児学級」)の名称について「特別支援学級」に変更 ・府内のすべての特別支援学校に「地域支援センター」を開設し、専任の「地域支援コーディネーター」を配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について」文部科学事務次官通知(平19.3) ・「特別支援教育の推進について」初中局長通知(平19.4) ・市町村への「特別支援教育支援員」地方財政措置制度創設(平19.4)
平成20年	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府立特別支援学校展「はあと♥ギャラリー in Rubino」開設(平20.6) 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領改訂(平20.3) ・市町村への「特別支援教育支援員」地方財政措置制度について全公立小中学校数相当分の措置(平20.4) ・小・中学校学習指導要領移行措置の告示(平20.6)
平成21年	<ul style="list-style-type: none"> ・「新設特別支援学校(八幡・久御山地区)開設準備室」設置(平21.4) ・「府立八幡支援学校」開設(平21.9) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別支援教育の更なる充実に向けて(審議の中間とりまとめ)～早期からの教育支援の在り方について～」特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議(平21.2) ・高等学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領等改訂、同移行措置の告示(平21.3)

年 号	京 都 府	国
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立八幡支援学校」開校(平22. 4) ・「府立宇治支援学校開設準備室」設置(平22. 4) ・「府立宇治支援学校」開設(平22. 9) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村への「特別支援教育支援員」地方財政措置の拡充(公立幼稚園分について措置)(平21. 4) ・「高等学校における特別支援教育の推進について～高等学校ワーキング・グループ報告～」(平21. 8) ・「障がい者制度改革推進本部」設置閣議決定、「障がい者制度改革推進会議」設置(平21. 12) ・「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」(障がい者制度改革推進会議(平22. 6) ・中央教育審議会初等中等教育分科会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」設置(平22. 7) ・「障害者基本法の一部を改正する法律」施行(平23. 8)
平成23年	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立桃山養護学校」閉校(平23. 3) ・「府立宇治支援学校」開校(平23. 4) ・各「養護学校」を「支援学校」に改称する(平23. 4) 	
平成24年	<ul style="list-style-type: none"> ・府立聾学校高等部の産業工芸科、デザイン科、色染科及び被服科を廃止し、京都アート科及び情報科を新設する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」施行(平24. 4)

4 府立特別支援学校所在地一覧



II 特別支援教育の現状

- 1 特別支援学校一覧
- 2 府立特別支援学校紹介
- 3 平成 23 年度府立特別支援学校中学部及び高等部卒業生の進路状況
- 4 府内特別支援学級児童生徒数
- 5 平成 23 年度府内小学校及び中学校特別支援学級卒業生の進路状況
- 6 府内通級による指導の実施状況

1 特別支援学校一覧

(平成 24. 5. 1 現在)

区分 学校	所在地		校長名	電話番号	設置学部
京 都 府 立	盲 学 校	603-8231 603-8302	京都市北区紫野大徳寺町27 (幼・小・中) 京都市北区紫野花ノ坊町1 (高)	山 本 保 幸	075-492-6733 075-462-5083
	舞鶴分校 (休校中)	624-0853	舞鶴市字南田辺83	山 本 保 幸	0773-75-1094
	聾 学 校	616-8092	京都市右京区御室大内4	酒 井 弘	075-461-8121
	舞鶴分校	624-0853	舞鶴市字南田辺83	酒 井 弘	0773-75-1094
	向日が丘支援学校	617-0813	長岡京市井ノ内朝日寺11	長 藤 登	075-951-8361
	宇治支援学校	611-0031	宇治市広野町丸山10	澤 田 均	0774-41-3701
	城陽支援学校	610-0113	城陽市中芦原1-4	久 貝 佳 弘	0774-53-7100
	八幡支援学校	614-8236	八幡市内里柿谷16-1	高 橋 広 行	075-982-7321
	南山城支援学校	619-0231	相楽郡精華町大字山田小字医王寺1	岡 田 龍 兵	0774-72-7255
	丹波支援学校	629-0154	南丹市八木町柴山坊田118	田 原 良 英	0771-42-5185
	亀岡分校	621-0045	亀岡市千代川町湯井巽筋38	田 原 良 英	0771-23-7847
	中丹支援学校	620-0003	福知山市大字私市小字打溝8	今 井 俊 行	0773-32-0011
	舞鶴支援学校	624-0812	舞鶴市字堀4-1	室 木 義 治	0773-78-3133
	行永分校	625-0052	舞鶴市字行永2510-17	室 木 義 治	0773-63-6700
	北吸分校	625-0080	舞鶴市字北吸無番地	室 木 義 治	0773-64-3990
京 都 市 立	与謝の海支援学校	629-2261	与謝郡与謝野町字男山945	水 上 清 広	0772-46-2770
	吳竹総合支援学校	612-0061	京都市伏見区桃山福島太夫北町52	永 井 実	075-601-9104
	桃陽総合支援学校	612-0833	京都市伏見区深草大龜谷岩山町48-1	中 東 朋 子	075-641-2634
	鳴滝総合支援学校	616-8245	京都市右京区音戸山山ノ茶屋町9-2	藤 谷 貞 之	075-461-3221
	東総合支援学校	607-8122	京都市山科区大塚高岩3	竹 内 香	075-594-6501
	西総合支援学校	610-1101	京都市西京区大枝北沓掛町1丁目21-21	小 林 一 義	075-332-4275
	白河総合支援学校	606-8321	京都市左京区岡崎東福ノ川町9-2	芝 山 泰 介	075-771-5510
国 立	北総合支援学校	602-0074	京都市上京区堀川通寺ノ内上ル2丁目下天神町650-1	江 川 正 一	075-431-6636
	京都教育大学附属特別支援学校	612-0847	京都市伏見区深草大龜谷大山町90	郷 間 英 世	075-641-3531

2 府立特別支援学校紹介

(1) 府立盲学校



1 沿革の概要

明治11年	京都盲唚院として開設
明治22年	京都市へ移管「京都市立盲唚院」と改称
大正14年	盲・唚を分離し、京都市立盲学校と改称
昭和6年	京都府へ移管「京都府立盲学校」と改称
昭和12年	上京区（現北区）紫野花ノ坊町に校舎新築移転
昭和28年	北区紫野大徳寺町に幼・小学部校舎新築移転
昭和32年	小学部寄宿舎竣工
昭和53年	開学100周年記念式典挙行
平成6年	開閉式屋根付きプール竣工
平成10年	開学120周年記念式典挙行
平成13年	文部科学省特殊教育研究協力校に指定される
平成15年	皇太子殿下、皇太子妃殿下 行啓
平成17年	附属鍼灸マッサージ臨床センターを開設
平成19年	地域支援センター「視覚教育相談室」を開設
平成23年	地域支援センター「視覚教育相談室」を「京都府視覚支援センター」へ改称

所 在 地	高等部 〒603-8302 京都市北区紫野花ノ坊町1 幼小・中学部 〒603-8231 京都市北区紫野大徳寺町27
電話・FAX	高等部 075-462-5083 FAX 462-5770 幼小・中学部 492-6733 FAX 492-6920
H P (U R L)	http://www.kyoto-be.ne.jp/mou-s/
障 害 種 別	視覚障害
設 置 部	幼稚部、小学部、中学部、 高等部(普通科、音楽科、保健理療科) 〃専攻科(普通科、音楽科、保健理療科、理療科) 高等部専攻科研究部理療科

【学校位置略図】



2 教育方針

京都府唯一の視覚障害に特化した特別支援学校として、児童生徒に基礎学力をしっかりと身に付けさせるとともに、自立し、社会参加するために、必要な資質や能力を育成する。

3 学校の特色

明治11年に京都盲唚院として創立された我が国最初の障害者のための公教育の場である。

以来、日本における視覚障害教育の発展と福祉の増進のため、多彩な活動を展開してきている。

幼稚部から高等部、更には専攻科を備え、舞鶴には分校を設置している。(今年度、分校は休校)

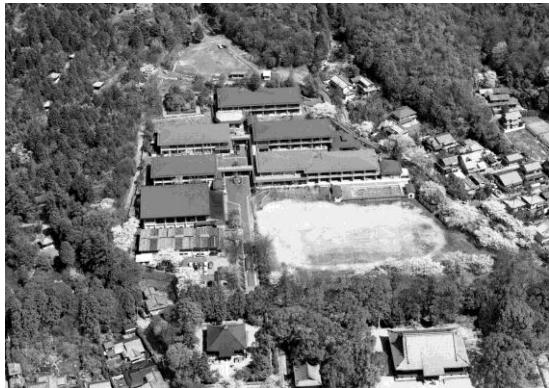
また、附属鍼灸マッサージ臨床センターおよび地域支援センター（視覚支援センター）を設置し、鍼灸マッサージの治療や教育相談を広く実施している。

4 幼児・児童・生徒数（地域別）

（平成24.5.1現在）

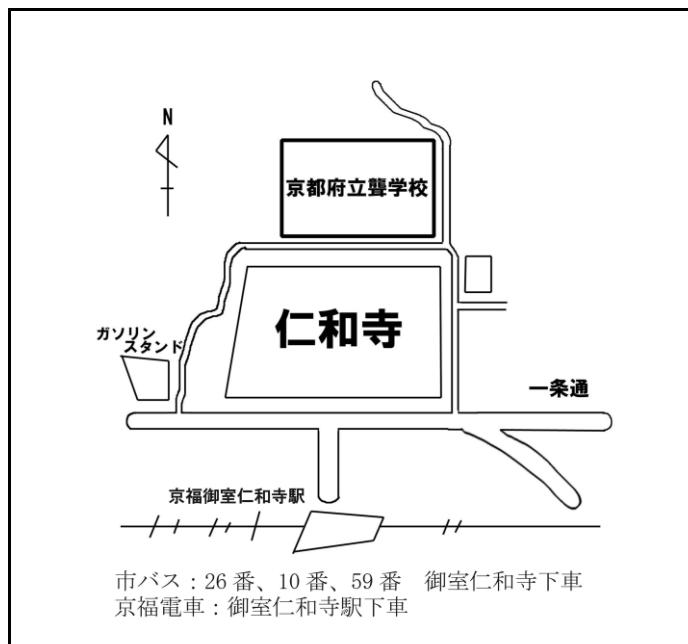
地域 学部	京 都 市	向 日 市	長 岡 京 市	八 幡 市	宇 治 市	城 陽 市	京 田 辺 市	木 津 川 市	龜 岡 市	南 丹 市	綾 部 市	福 知 山 市	舞 鶴 市	宮 津 市	京 丹 後 市	乙 訓 郡	久 世 郡	綾 喜 郡	相 樂 郡	船 井 郡	与 謝 郡	府 外	計	
幼稚部																								
小学部	16	1																						17
中学部	6														1									7
高等部	20							2	1		1	1							1		4		30	
合 計	42	1						2	1		1	1	1						1		4		54	

(2) 府立聾学校



所 在 地	〒616-8092 京都市右京区御室大内4
電話・F A X	075-461-8121(代) FAX 075-461-8122
H P (U R L)	http://www.kyoto-be.ne.jp/rou-s/
障 害 種 別	聴覚障害
設 置 部	幼稚部、小学部、中学部、高等部

【学校位置略図】



1 沿革の概要

- 明治11年 日本最初の盲唚院として開学
初代院長古河太四郎
- 明治22年 京都市へ移管「京都市立盲唚院」と改称
- 大正14年 聾唚学校令により「京都市立聾唚学校」となる
- 昭和6年 京都府へ移管「京都府立聾唚学校」と改称
- 昭和7年 口話法の進展により「京都府立聾唚学校」と改称
- 昭和23年 新学制により義務化
- 昭和26年 現在地に移転
- 昭和53年 開学100周年記念式典挙行
- 昭和56年 本校校舎全面改築
- 平成19年 「京都府聴覚支援センター」を開設
- 平成21年 全国聾学校陸上大会京都大会開催
- 平成24年 高等部に新学科開設

2 教育方針

聴覚に障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じ、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために個性や能力の伸長に努め、生涯にわたって心豊かでたくましく生きる力を培う。

3 学校の特色

本校は、明治11年に日本で最初の聾学校として開学して以来、130年以上の歴史ある聾学校である。聴覚障害のある子どもが言葉を習得するためには、早期からの言語教育が非常に大切である。したがって、本校では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を基本としながらも、言語教育に重点を置き、コミュニケーションを大切にした教育を進めている。

近年、聴覚障害児にとって有効なパソコン等情報機器を積極的に活用した教育を進めており、職業教育等にも効果を上げている。

また、京都府聴覚支援センターとして、地域の0, 1歳乳幼児から幼稚（保育）園、小中高等学校の児童等のきこえの教育相談など、特別支援教育（聴覚障害部門）のセンター的機能を果たしている。

4 幼児・児童・生徒数（地域別）

(平成24. 5. 1現在)

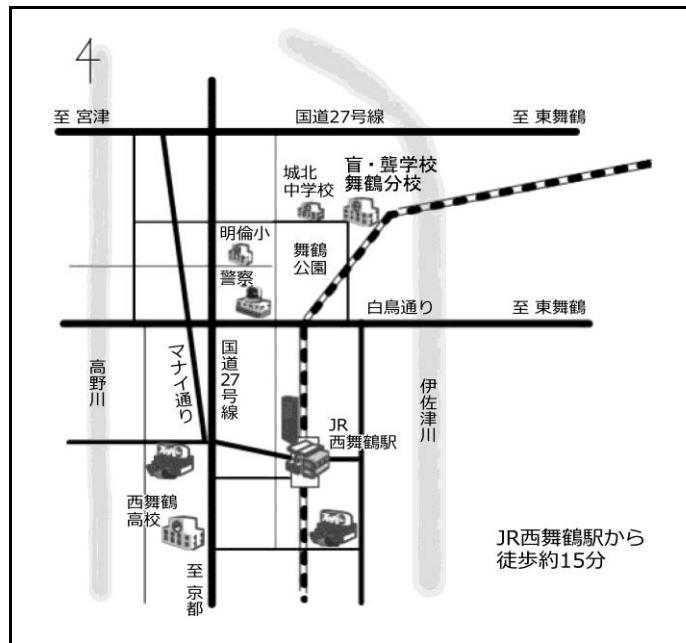
地域 学部	京都 市	向日 市	長岡京 市	八幡 市	宇治 市	城陽 市	京田辺 市	木津川 市	龜岡 市	南丹 市	綾部 市	福知山 市	舞鶴 市	宮津 市	京丹後 市	乙訓 郡	久世 郡	綴喜 郡	相樂 郡	船井 郡	与謝 郡	府外	計
幼稚部	14	1		1	2			3	1														22
小学部	12			1	1																		14
中学部	15	1		1	2	1					1		1										22
高等部	9		1						2			1						1				1	15
合 計	50	2	1	3	5	1		3	3		1	1	1					1			1	1	73

(3) 府立盲学校舞鶴分校・聾学校舞鶴分校



所 在 地	〒624-0853 舞鶴市字南田辺83番地
電話・F A X	0773-75-1094 FAX 0773-76-2711
H P (U R L)	http://www.kyoto-be.ne.jp/mourou-maizuru-s/
障 害 種 別	視覚障害、聴覚障害
設 置 部	幼稚部、小学部

【学校位置略図】



1 沿革の概要

- 昭和27年 開校
- 昭和46年 聾学校に幼稚部設置
- 昭和52年 盲学校に幼稚部設置
- 昭和59年 教室・管理棟完成
- 昭和60年 寄宿舎完成
- 昭和62年 聾分校中学部、本校に統合
- 昭和62年 体育館完成
- 平成14年 開校50周年記念行事実施
- 平成19年 「京都府北部視覚支援センター」「京都府北部聴覚支援センター」を開設
- 平成23年 盲分校休校
「京都府北部視覚支援センター」の機能は舞鶴支援学校トータルサポートセンター（T S C）に移管

2 教育方針

聴覚に障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じ、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために個性や能力の伸長に努め、生涯にわたって心豊かでたくましく生きる力を培う。

3 学校の特色

- (1) 幼稚部、小学部がそれぞれの教育課程をとりながら、学校行事や児童会活動等では、相互に協力して教育活動を展開している。
- (2) 京都府北部聴覚支援センターとして、京都府北部の聴覚障害乳幼児及び児童生徒、家族や在籍する学校、地域に対して、地域支援コーディネーターを中心に地域支援活動を推進している。
- (3) 居住地校や近隣の幼稚園、小学校等と連携を図りながら、交流及び共同学習を計画的・継続的に取り組んでいる。

4 幼児・児童・生徒数 (地域別)

(平成24.5.1現在)

地域		京 都 市	向 日 市	長 岡 京 市	八 幡 市	宇 治 市	城 陽 市	京 田 辺 市	木 津 川 市	龜 岡 市	南 丹 市	綾 部 市	福 知 山 市	舞 鶴 市	宮 津 市	京 丹 後 市	乙 訓 郡	久 世 郡	綴 喜 郡	相 楽 郡	船 井 郡	与 謝 郡	府 外	計	
学部																									
盲 学 校	幼 稚 部																								0
	小 学 部																								0
	合 計																								0
聾 学 校	幼 稚 部													1	3	3							1		8
	小 学 部													3	4	1	1								9
	合 計													1	6	7	1	1					1		17

(4) 府立向日が丘支援学校



所 在 地	〒617-0813 長岡京市井ノ内朝日寺11
電話・F A X	075-951-8361 FAX 075-951-8362
H P (U R L)	http://www.kyoto-be.ne.jp/mukougaoka-s/cms
障 害 種 別	主として肢体不自由、知的障害
設 置 部	小学部、中学部、高等部（普通科）

1 沿革の概要

昭和42年4月 肢体不自由養護学校として開校
 昭和54年4月 乙訓教育局管内の知的障害児を受け入れる
 昭和62年3月 新管理棟完成
 平成14年3月 新教室棟（6室）増設
 平成19年4月 「向日が丘 相談・支援センター」を開設
 平成23年4月 校区が乙訓2市1町のみとなり、向日が丘養護学校から向日が丘支援学校に名称を変更

2 教育方針

「児童生徒に自立と社会参加の力をつける学校」
 -児童生徒一人一人を大切にする学校運営-

- (1) 命を大切にし、健康に生きることを重視した安全な生活を送る力を持つ。(健康ながらだ)
- (2) 自分で判断し、行動できるとともに最後まで取り組む力を持つ。(自己決定力)
- (3) 障害特性に応じたコミュニケーション能力を高め、好ましい対人関係を築き、協力しあいながら生活する力を持つ。(社会性)
- (4) 意欲的かつ主体的に活動・参加する力を持つ。(意欲)

3 学校の特色

- (1) 長岡京跡や、光明寺等の歴史と西山の麓という豊かな自然に恵まれた環境に立地している。また JR、阪急電車等の交通の利便性にも恵まれている。
- (2) 肢体不自由養護学校として京都府で最初に開校した学校であり、肢体不自由児に対する指導の充実を図っている。
- (3) 自閉症児の障害特性に応じた専門的な指導を行う担当者を配置している。
- (4) 居住地校や近隣の中学校との交流及び共同学習に積極的に取り組んでいる。また、高等部においても近隣の高等学校との交流及び共同学習に継続的に取り組んでいる。
- (5) 「向日が丘 相談・支援センター」を設置し、地域の保・幼・小・中・高等学校に対する専門性を生かした相談活動の充実を図っている。
- (6) 乙訓地域の自立支援協議会、福祉行政、福祉施設と密接な連携を行い、修学支援部（S S W）を設置し、個別の教育支援計画を活用し、修学支援、進路指導を組織的に行っている。

4 幼児・児童・生徒数（地域別）

(平成24.5.1現在)

地域 学部	京 都 市	向 日 市	長 岡 京 市	八 幡 市	宇 治 市	城 阳 市	京 田 辺 市	木 津 川 市	龟 岡 市	南 丹 市	綾 部 市	福 知 山 市	舞 鹤 市	宮 津 市	京 丹 后 市	乙 訓 郡	久 世 郡	綴 喜 郡	相 乐 郡	船 井 郡	与 谢 郡	府 外	計	
小学部		15	20													4							39	
中学部		11	22														4							37
高等部		26	29														8							63
合 計		52	71													16								139

(5) 府立宇治支援学校

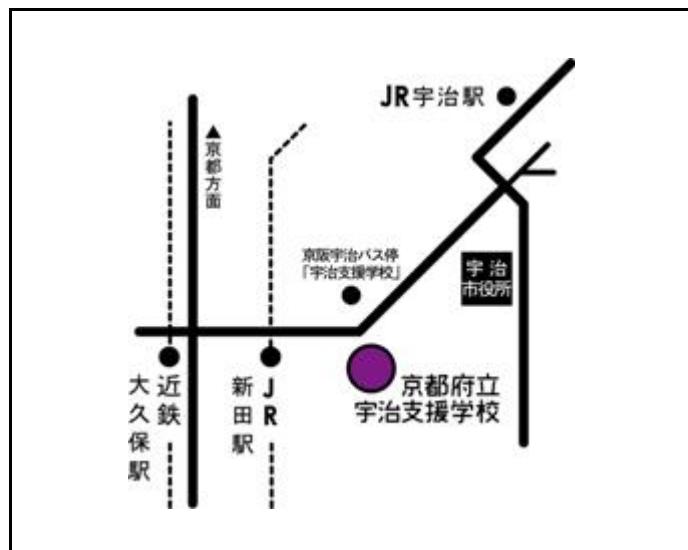


所 在 地	〒611-0031 京都府宇治市広野町丸山10
電話・F A X	0774-41-3701 FAX 0774-45-2220
H P (U R L)	http://www.kyoto-be.ne.jp/uji-s/
障 害 種 別	知的障害・肢体不自由
設 置 部	小学部、中学部、高等部（普通科）

1 沿革の概要

- 平成22年9月 京都府立宇治支援学校開設
 平成23年1月 「みどり香るまちづくりコンテスト 環境大臣賞受賞
 平成23年4月 京都府立宇治支援学校開校
 平成23年4月 京都府スーパーサポートセンター開設
 平成23年9月 カフェJOY（生徒が接客する喫茶店）開店

【学校位置略図】



2 教育方針

- ・学校理念 「喜びはともにあること」
- ・教育目標 “自律”
～生活に生きるすべを学ぶ～

一人ひとりの自立と社会参加を実現するために、児童生徒が地域（宇治市・城陽市）と密着した授業の中で、生活する力、働く力といった生きる力を育む教育を推進していきます。

3 学校の特色

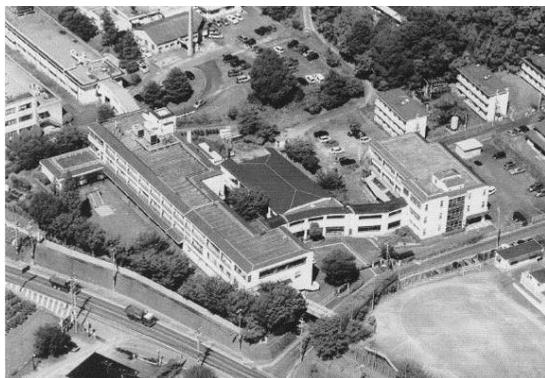
- ・宇治市の市街地に立地する学校
- ・ノーマライゼーションの推進に貢献する学校
- ・京都府の特別支援教育の拠点として教育相談・研究・研修支援のサポートを行う京都府スーパーサポートセンターを設置する学校
- ・地域で生きていくことを目標に地域の人との日常的な交流のある授業、地域に貢献する授業を展開する学校
- ・高等部コース制の実施 （くらし健康コース・くらし地域コース・くらし職業コース）

4 幼児・児童・生徒数（地域別）

（平成24.5.1現在）

地域 学部	京都 市	向日 市	長岡 京市	八幡 市	宇治 市	城 陽 市	京 田 辺 市	木 津 川 市	龟 岡 市	南 丹 市	綾 部 市	福 知 山 市	舞 鹤 市	宮 津 市	京 丹 后 市	乙 訓 郡	久 世 郡	綴 喜 郡	相 楽 郡	船 井 郡	与 謝 郡	府 外	計
小学部					54	32																	86
中学部					42	18																	60
高等部	1				58	31																	90
合 計	1				155	80																	236

(6) 府立城陽支援学校



所 在 地	〒610-0113 城陽市中芦原1-4
電話・F A X	0774-53-7100 FAX 0774-53-4044
H P (U R L)	http://www.kyoto-be.ne.jp/jyouyou-s/
障 害 種 別	主として病弱、知的障害、肢体不自由
設 置 部	重心教育部、病弱教育部、通学高等部
関 係 施 設	独立行政法人国立病院機構 南京都病院

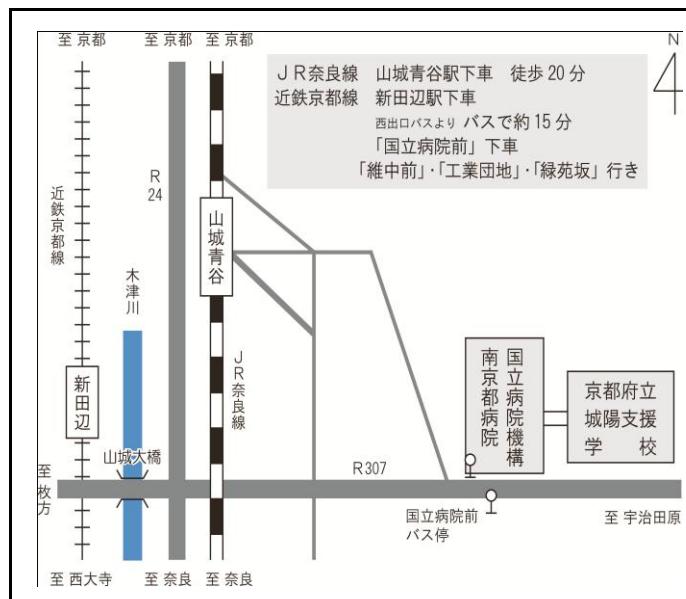
1 沿革の概要

- 昭和60年10月 京都府立城陽養護学校設置
 昭和61年4月 京都府立城陽養護学校開校
 (重心教育部・病弱教育部の2学部)
 昭和63年4月 通学高等部を設置
 平成17年10月 開校20周年記念式典挙行
 平成19年4月 「地域支援センター『サポートJ O Y O』」を開設
 平成23年4月 城陽養護学校から城陽支援学校に名称を変更

2 教育方針

- (1) いのちを大切にして生きる力を育てる
- (2) 心豊かにたくましく生き抜く意欲と態度を育てる
- (3) 自立し社会参加する力を育てる

【学校位置略図】



3 学校の特色

- (1) 南京都病院に入院している重症心身障害児を対象として、毎日を快く、力いっぱい生きる児童生徒の育成を目指し、日常生活の指導などの授業を行う重心教育部
- (2) 南京都病院に入院している喘息などの慢性疾患や心身症などの小・中学生を対象として、病気に負けず、自信を持って生きる児童生徒の育成を目指し、小・中学校と同じ教育課程で授業を行う病弱教育部
- (3) 自主通学可能な軽度の知的障害生徒を対象として、自立と社会参加を目指し、職業能力育成のための作業学習などを通じて社会人としての基礎的な資質・能力を高める授業を行う通学高等部

4 幼児・児童・生徒数（地域別）

(平成24.5.1現在)

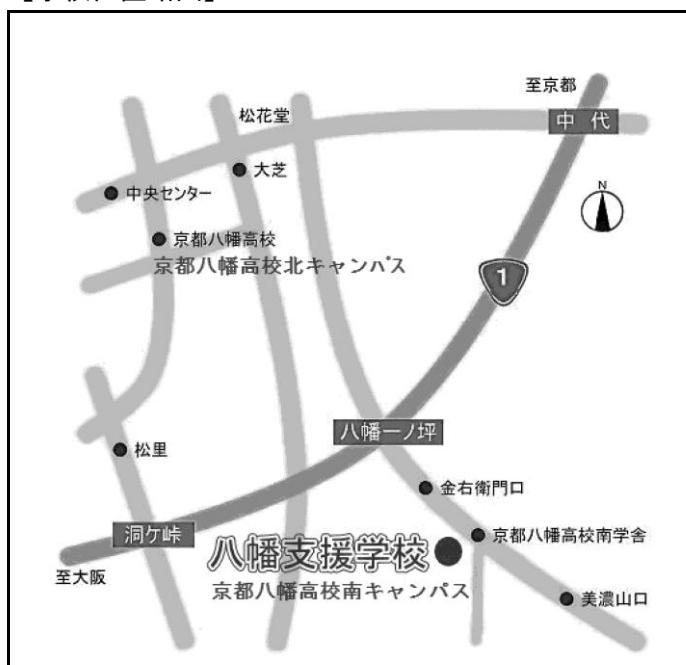
地域		京 都 市	向 日 市	長 岡 京 市	八 幡 市	宇 治 市	城 陽 市	京 田 辺 市	木 津 川 市	龜 岡 市	南 丹 市	綾 部 市	福 知 山 市	舞 鶴 市	宮 津 市	京 丹 後 市	乙 訓 郡	久 世 郡	綴 喜 郡	相 楽 郡	船 井 郡	与 謝 郡	府 外	計		
学部																										
小学部	重 心	3					1						1											3	8	
	病 弱																									
中学部	重 心	2				1			1															2	6	
	病 弱					2		1																	3	
高等部	重 心																								1	1
	通 高					24	2	7	6									3	3	4				49		
合 計	重 心	5				1	1		1					1										6	15	
	病 弱					2		1																	3	
	通 高					24	2	7	6									3	3	4				49		

(7) 府立八幡支援学校



所 在 地	〒614-8236 八幡市内里柿谷16-1
電話・F A X	075-982-7321 FAX 075-982-7361
H P (U R L)	http://www.kyoto-be.ne.jp/yawata-s/
障 害 種 別	知的障害、肢体不自由
設 置 部	小学部、中学部、高等部（普通科）

【学校位置略図】



1 沿革の概要

- 平成20年4月 南部地域新設特別支援学校準備委員会発足
平成21年4月 府立京都八幡高等学校南キャンパス内に新設特別支援学校（八幡・久御山地区）開設準備室設置
平成21年9月 平成21年京都府条例第36号により府立八幡支援学校設置
平成22年4月 府立八幡支援学校開校
開校入学式挙行
平成22年6月 竣工式挙行

2 教育方針

- (1) 児童生徒のいのち・人権、安全・安心を守る。
- (2) 一人一人の教育的ニーズに応じて、自立と社会参加をめざす教育を推進し、保護者・地域の信託に応える。（個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づく教育を推進する）
 - ①可能性を引き出し、きたえる教育を推進する。
 - ②必要な支援を享受（受け入れて自分のものに）する教育を推進する。
 - ③「つながり」を重視する教育を推進する。
- (3) 地域のセンター的機能をもった地域支援センター「やわた」を設置し、地域の教育等相談・研究支援等々の要請に応えるとともに、保健・福祉・医療・労働等の分野と連携する。

3 学校の特色

障害のある子どもたちの教育のセンターとしての役割を担う。また、高等学校と同一敷地内に設置し、交流・共同学習をすすめていくというコンセプトをもつ、小学部から高等部を設置した特別支援学校である。

4 幼児・児童・生徒数（地域別）

（平成24.5.1現在）

地域 学部	京 都 市	向 日 市	長 岡 京 市	八 幡 市	宇 治 市	城 阳 市	京 田 辺 市	木 津 川 市	龜 岡 市	南 丹 市	綾 部 市	福 知 山 市	舞 鶴 市	宮 津 市	京 丹 后 市	乙 訓 郡	久 世 郡	綴 喜 郡	相 船 井 郡	与 謝 郡	府 外	計
小学部	3			18			5									6						32
中学部	5			18			1									5						29
高等部	13			35			3									6						57
合 計	20			71			9									18						118

※京都市は、桃山学園からの通学生である。

(8) 府立南山城支援学校



所 在 地	〒619-0231 相楽郡精華町大字山田小字医王寺1
電話・FAX	0774-72-7255 FAX 0774-72-7256
H P (U R L)	http://www.kyoto-be.ne.jp/minamiyamashiro-s/
障 害 種 別	主として肢体不自由、知的障害
設 置 部	小学部、中学部、高等部（普通科）

1 沿革の概要

- 昭和56年4月 京都府相楽郡精華町山田に開校
- 昭和57年4月 国立療養所南京都病院内に病弱分教室開設
同病院しらうめ病棟訪問教育を京都府立桃山養護学校より移管
- 昭和58年3月 同病院内に城陽分校を設置、小学部・中学部の設置
- 昭和61年4月 学校指定変更（宇治市の平盛小学校区及び西大久保小学校区の知的障害児並びに久御山町の知的障害児及び肢体不自由児が本校の対象となる。）
- 平成2年6月 高等部棟の完成（普通教室10、特別教室4、職員室）
- 平成13年3月 新西1号館完成
- 平成16年9月 新西2号館完成
- 平成18年9月 新東1号館完成
- 平成19年4月 「南山城相談支援センター」を開設
- 平成19年12月 新会議室棟完成
- 平成22年4月 学校指定変更（久御山町の知的障害児、肢体不自由児が本校の対象から外れる）
- 平成23年4月 学校指定変更（宇治市、城陽市の知的障害児、肢体不自由児が本校の対象から外れる）
- 南山城養護学校から南山城支援学校に名称を変更

2 教育方針

学び合い 育ち合い 自立と社会参加の力を身につける学校

- (1) 障害による学習上や生活上の困難を改善・克服し、生涯にわたって自立し社会参加する児童生徒を育成する。
- (2) 一人一人の児童生徒の障害の状態やニーズ等に応じて、可能性を最大限に伸長させ、将来の職業生活や社会生活に生かす力を身につけさせる適切な指導と必要な支援を行う。
- (3) 特別支援教育のセンター的役割を發揮する。

3 学校の特色

- (1) 地域に開かれた学校（交流及び共同学習、ボランティア養成講座、校区各校PTA交流会等）
- (2) 特別支援教育の体制整備を推進・実施する学校－地域のセンター的機能の充実、教育・医療・福祉・労働等の関係機関との連携－（巡回教育相談・研修等の支援、地域生活支援等の相談、学校見学会、入学相談、体験入学、主治医との連携、地域における個別会議等）
- (3) 障害特性に応じた指導内容・方法の工夫・充実

4 幼児・児童・生徒数（地域別）

（平成24.5.1現在）

地域 学部	京 都 市	向 日 市	長 岡 京 市	八 幡 市	宇 治 市	城 阳 市	京 田 边 市	木 津 川 市	龟 岡 市	南 丹 市	綾 部 市	福 知 山 市	舞 鹤 市	宮 津 市	京 丹 后 市	乙 訓 郡	久 世 郡	綴 喜 郡	相 乐 郡	船 井 郡	与 谢 郡	府 外	計
小学部								23	25									5	25				78
中学部								19	22									3	16				60
高等部								14	23									5	10				52
計								56	70									13	51				190

(9) 府立丹波支援学校



所 在 地	〒629-0154 南丹市八木町柴山坊田118
電話・F A X	0771-42-5185 FAX 0771-42-5186
H P (U R L)	http://www.kyoto-be.ne.jp/tanba-s/
障 害 種 別	主として肢体不自由、知的障害
設 置 部	小学部、中学部、高等部（普通科）

1 沿革の概要

- 昭和53年 京都府立丹波養護学校開校
開校式及び第1回入学式
- 平成元年 プレイルーム完成
- 平成11年 プレイルーム新設
- 平成13年 4普通教室増築、新生活訓練棟新設、旧生活訓練棟改築
- 平成14年 創立25周年記念シンポ開催
- 平成15年 特別教室棟完成
- 平成19年 「丹波養護学校地域支援センター」を開設
創立30周年記念フェスティバル開催
- 平成23年 丹波養護学校から丹波支援学校に校名変更
伴い地域支援センター名を「たんば地域支援センター」に改称

2 教育方針

「学び合い・育ち合い・豊かに生き抜こうとする子ども達」

- (1) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲の育成
- (2) 基礎的な学力・健康の向上と豊かな人間性の育成
- (3) 一人一人に応じて自立し社会参加する資質や能力の育成
- (4) 生涯にわたり豊かに生き抜く力の育成

3 学校の特色

- (1) 丹波の地域を学習のキャンパスとし、一人一人の豊かな成長と発達をめざす教育の具体的展開
- (2) 南丹圏域の相談支援ネットワーク機能を生かし、一人一人の進路希望の実現をめざす進路指導の充実
- (3) 南丹圏域におけるすべての障害のある子ども達の教育的ニーズに応じた取組をサポートする地域支援センター機能の充実
- (4) 障害のある子ども達への理解と支援を広げるため、地域支援体制の構築

4 幼児・児童・生徒数（地域別）

（平成24.5.1現在）

地域 学部	京 都 市	向 日 市	長 岡 京 市	八 幡 市	宇 治 市	城 阳 市	京 田 边 市	木 津 川 市	龟 岡 市	南 丹 市	綾 部 市	福 知 山 市	舞 鹤 市	宫 津 市	京 丹 后 市	乙 训 郡	久 世 郡	綴 喜 郡	相 乐 郡	船 井 郡	与 谢 郡	府 外	計
小学部	1							28	11											2			42
中学部									23	6										2			31
高等部	2								53	15										10			80
合 計	3								104	32										14			153

(10) 府立丹波支援学校亀岡分校



所 在 地	〒621-0045 亀岡市千代川町湯井翼筋38
電話・F A X	0771-23-7847 FAX 0771-23-7847
H P (U R L)	http://www.kyoto-be.ne.jp/tanba-kameoka-s/
障 害 種 別	主として肢体不自由、知的障害
設 置 部	小学部、中学部（高等部分教室）
関 係 施 設	重症心身障害児（者）施設 花ノ木医療福祉センター

1 沿革の概要

- 昭和51年 亀岡小学校重度障害児学級として花明、木の花学園内に「みのり学級」開設
- 昭和55年 京都府立丹波養護学校亀岡分校開校
- 昭和60年 高等部分教室設置
- 平成16年 開校25周年記念事業実施
- 平成20年 亀岡分校休校（分教室のみ）
- 平成22年 亀岡分校再開
- 平成23年 京都府立丹波支援学校亀岡分校に校名変更

2 教育方針

花ノ木医療福祉センターに入所している重篤な障害のある児童生徒を教育する学校であるという分校の性格及び特別支援教育の考え方を踏まえ、下記の方針を掲げる。

- (1) 学校経営計画に基づく計画的・組織的・効率的経営を推進する。
- (2) 安全、安心の教育活動を推進する。
- (3) 個に応じた指導を推進する。
- (4) 花ノ木医療福祉センターとの円滑な連携を図る。

3 学校の特色

- (1) 花ノ木医療福祉センターに入所している学齢児を対象
- (2) 日常的な医療情報に基づく児童生徒の体調に留意した学習指導
- (3) 少人数を生かした個別課題に応じた学習指導
- (4) 近隣の小学校、丹波支援学校本校等の児童生徒や花ノ木医療福祉センター入所者との豊かな交流及び共同学習

4 幼児・児童・生徒数（地域別）

（平成24.5.1現在）

地域 学部	京 都 市	向 日 市	長 岡 京 市	八 幡 市	宇 治 市	城 陽 市	京 田 辺 市	木 津 川 市	亀 岡 市	南 丹 市	綾 部 市	福 知 山 市	舞 鶴 市	宮 津 市	京 丹 後 市	乙 訓 郡	久 世 郡	綴 喜 郡	相 楽 郡	船 井 郡	与 謝 郡	府 外	計
小学部									1													1	2
中学部																							
合 計										1												1	2

(11) 府立中丹支援学校

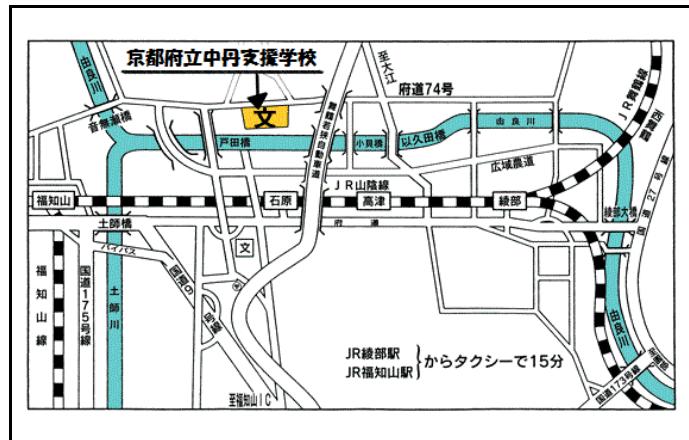


所 在 地	〒620-0003 福知山市大字私市小字打溝8
電話・F A X	0773-32-0011 FAX 0773-32-0012
H P (U R L)	http://www.kyoto-be.ne.jp/tyuutan-s/
障 害 種 別	主として肢体不自由、知的障害
設 置 部	小学部、中学部、高等部（普通科）

1 沿革の概要

- 昭和59年 府立中丹養護学校開校
 昭和60年 管理棟、体育館完成
 昭和61年 訓練棟、プール完成
 平成5年 開校10周年記念事業実施
 平成12年 教室棟増築
 平成15年 開校20周年記念事業実施
 平成19年 「中丹養護学校教育支援センター」を開設
 平成23年 「中丹支援学校」に校名変更
 伴い地域支援センター名を「中丹教育支援センター」に改称

【学校位置略図】



2 教育方針

なりたい姿、なってほしい姿を展望（展望する力）し、子ども同士や教員、家族、地域、関係機関とつながり（つながる力）ながら、将来の姿に向かって自分の力を精一杯発揮（挑戦する力）できるようにする。

自立と社会参加、希望する進路の実現を目指し、以下の教育目標を掲げる。

- (1) 命を大切にし、健康に生きる力を育てる
- (2) コミュニケーションの力を高め、社会性を育てる
- (3) 学力を育てる

3 学校の特色

- (1) 知的障害・肢体不自由併設の特別支援学校
- (2) 「個別の教育支援計画」に基づき、「個別の指導計画」を活用した一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実
- (3) 高等部の校内職業実習、事業所での就業体験等職業教育の充実と希望進路の実現を図る指導の展開
- (4) 中丹教育支援センターを開設し、特別支援教育のセンター的機能の充実
- (5) 地域に開かれた学校づくりと交流及び共同学習の推進（学校間交流、居住地校交流）

4 幼児・児童・生徒数（地域別）

（平成24.5.1現在）

地域 学部	京都 市	向 日 市	長 岡 京 市	八 幡 市	宇 治 市	城 阳 市	京 田 辺 市	木 津 川 市	龟 岡 市	南 丹 市	綾 部 市	福 知 山 市	舞 鶴 市	宮 津 市	京 丹 后 市	乙 訓 郡	久 世 郡	綴 喜 郡	相 乐 郡	船 井 郡	与 谢 郡	府 外	計
小学部												8	31										39
中学部												10	31										41
高等部												18	43										61
合 計												36	105										141

(12) 府立舞鶴支援学校

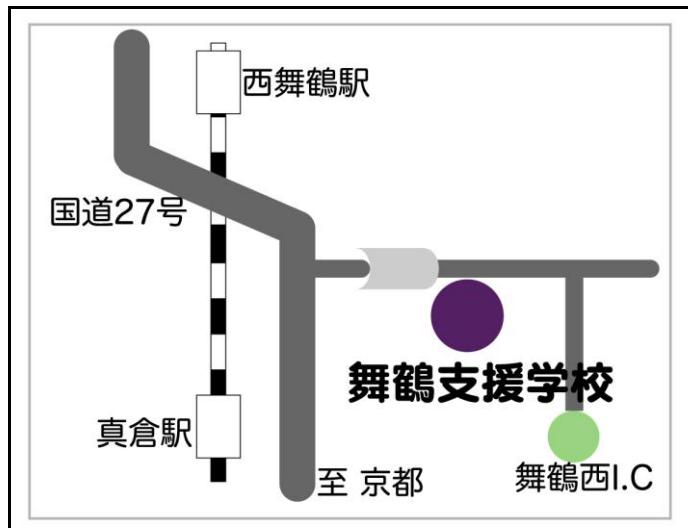


所 在 地	〒624-0812 舞鶴市字堀4-1
電話・F A X	0773-78-3133 FAX 0773-78-3135
H P (U R L)	http://www.kyoto-be.ne.jp/maizuru-s/
障 害 種 別	主として知的障害、肢体不自由
設 置 部	小学部、中学部、高等部（普通科）

1 沿革の概要

- 平成16年4月 新設養護学校開設準備室を府立舞鶴養護学校（現行永分校）内に設置
- 平成16年9月 平成16年条例第30号により、府立舞鶴養護学校（新設）を舞鶴市堀地区に設置
- 平成17年3月 竣工式を実施
- 平成17年4月 開校
- 第1回入学式を実施
- 平成18年3月 第1回卒業証書授与式を実施
- 平成19年4月 「府立舞鶴養護学校特別支援教育トータルサポートセンター」を開設
- 平成23年4月 「京都府立舞鶴支援学校」に校名変更
伴い地域支援センター名を「舞鶴支援学校トータルサポートセンター」に改称

【学校位置略図】



2 教育方針

- ～「よく学び、より鍛え、よりよく挑む」児童生徒の育成～
- (1) 一人一人の教育的ニーズに応じた教育の推進
 - (2) 高い専門性に基づく教育の充実
 - (3) 進路希望の実現を図る教育の推進
 - (4) 豊かな社会性を育む教育の充実
 - (5) 芸術・文化・スポーツ活動の充実
 - (6) 地域の特別支援教育のセンターとしての役割の強化

3 学校の特色

- (1) 個別学習室や温水トレーニングプール等充実した施設・設備を十分に活用して、一人一人のニーズに応じた指導を推進
- (2) 高等部に「生活自立」「職業自立」の2コース、小、中学部に自閉症学級等を設置し、持てる力を最大限に伸ばす教育課程を編成
- (3) キャリア教育の観点を踏まえ、社会性を育むとともに生活に生きる「読み、書き、計算」、小学部「働く生活を見通した指導」、中学部「作業学習」、高等部「職場体験学習」等、進路希望の実現のための教育を展開
- (4) 繙続的な交流及び共同学習、地域行事への参加等による地域に開かれ地域に貢献する教育活動を展開
- (5) 地域における特別支援教育のセンター的な役割を積極的に果たすため「舞鶴支援学校トータルサポートセンター（T S C）」を設置

4 幼児・児童・生徒数（地域別）

（平成24.5.1現在）

地域 学部	京都 市	向 日 市	長 岡 京 市	八 幡 市	宇 治 市	城 阳 市	京 田 边 市	木 津 川 市	龟 岡 市	南 丹 市	綾 部 市	福 知 山 市	舞 鶴 市	宮 津 市	京 丹 后 市	乙 訓 郡	久 世 郡	綴 喜 郡	相 乐 郡	船 井 郡	与 谢 郡	府 外	計
小学部														35									35
中学部														22									22
高等部														70									70
合 計														127									127

(13) 府立舞鶴支援学校行永分校



所 在 地	〒625-0052 舞鶴市字行永2510-17
電話・F A X	0773-63-6700 FAX 0773-63-6701
H P (U R L)	http://www.kyoto-be.ne.jp/maizuru-yukinaga-s/
障 害 種 別	病弱
設 置 部	小学部、中学部
関 係 施 設	独立行政法人 国立病院機構 舞鶴医療センター

1 沿革の概要

- 昭和45年4月 国立舞鶴病院に舞鶴市立倉梯小学校の院内学級（病弱）を設置
- 昭和47年4月 学年進行に伴い、同病院に舞鶴市立青葉中学校の院内学級（病弱）を設置
- 昭和54年4月 昭和54年条例第5号により、病弱養護学校として、京都府立舞鶴養護学校開校
- 平成17年4月 京都府立舞鶴養護学校の新規開校に伴い、規則第9号により新たに京都府立舞鶴養護学校行永分校として再編
- 平成23年4月 舞鶴養護学校行永分校から舞鶴支援学校行永分校に校名変更

2 教育方針

学習指導要領及び本府の京都府教育振興プラン、学校教育の重点に基づく指導と実践に努める。

- (1) 特別支援教育の推進
病弱教育のセンター的機能を果たすため、医療・関係機関との連携を図るとともに専門性の向上に努める。
- (2) 学力の充実
個別の指導計画に基づき、基礎・基本を重視する授業の創造に努める。
- (3) 心身の育成
心身の状態を的確に把握し、家庭や医療と密な連携を図り、計画的、効果的な自立活動等、指導の充実に努める。
基本的な生活習慣を確立するとともに、命を大切にする心、相手を思いやる心等、豊かな人間性を育む心の教育を推進する。

3 学校の特色

- (1) 個別の指導計画による少人数学級の良さを生かした指導
- (2) 医療スタッフとの日常的な連絡や定期的な連絡会に基づく病状に配慮した学習
- (3) 病状に応じた多様な学習形態
- (4) 病気の理解学習から心のケアに及ぶ充実した自立活動
- (5) 前籍校等との連絡会や退院後のアフターケアなど、緊密な連携に基づく指導
- (6) 地域に開かれた研修会や教育相談の実施など、地域の病弱教育のセンターとしての機能の充実

4 幼児・児童・生徒数（地域別）

（平成24.5.1現在）

地域	京都市	向日市	長岡京市	八幡市	宇治市	城陽市	京田辺市	木津川市	亀岡市	南丹市	綾部市	福知山市	舞鶴市	宮津市	京丹後市	乙訓郡	久世郡	綴喜郡	相楽郡	船井郡	与謝郡	府外	計	
学部																								
小学部											1	1											2	
中学部																							1	1
合 計											1	1											1	3

(14) 府立舞鶴支援学校北吸分校

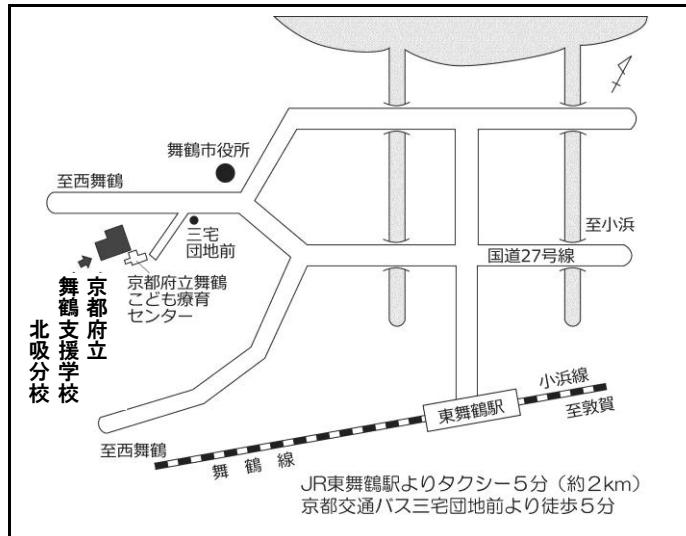


所 在 地	〒625-0080 舞鶴市字北吸無番地
電話・F A X	0773-64-3990 FAX 0773-64-3990
H P (U R L)	http://www.kyoto-be.ne.jp/maizuru-kitasui-s/
障 害 種 別	主として肢体不自由
設 置 部	小学部、中学部
関 係 施 設	京都府立舞鶴こども療育センター

1 沿革の概要

- 昭和34年4月 国家公務員共済組合連合会舞鶴共済整肢学園に舞鶴市立三笠小学校の施設内学級(肢体不自由)を設置
- 昭和36年4月 学年進行に伴い、同学園に舞鶴市立青葉中学校の施設内学級(肢体不自由)を設置(舞鶴共済整肢学園が、舞鶴市北吸地区への移転に伴い、京都府立舞鶴こども療育センターと改組)
- 昭和54年4月 京都府教育委員会規則第6号により、肢体不自由養護学校として京都府立舞鶴養護学校北吸分校開設
- 平成17年4月 京都府立舞鶴養護学校の新規開校に伴い規則第9号により新たな京都府立舞鶴養護学校北吸分校として再編
- 平成23年4月 府条例の改正により舞鶴養護学校北吸分校から舞鶴支援学校北吸分校に名称変更

【学校位置略図】



2 教育方針

活動に主体的に取り組み、考えたこと・感じたことをしっかりと表現することにより、個性豊かに自分らしく生きる力を育み、自立し社会参加できるようにする。

3 学校の特色

京都府立舞鶴こども療育センターに入所している肢体不自由の児童生徒が学ぶ学校として、医療との連携を踏まえ、個別の指導計画に基づいて一人一人の指導目標を明確にして、きめ細かな指導を進めている。

4 幼児・児童・生徒数 (地域別)

(平成24.5.1現在)

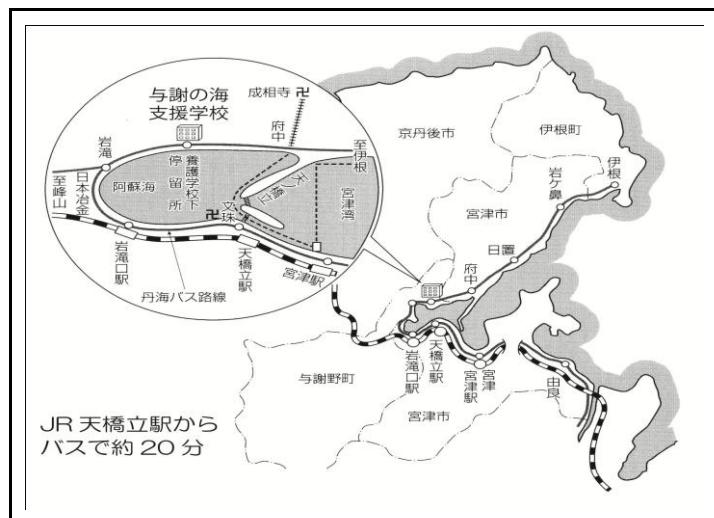
地域 学部	京 都 市	向 日 市	長 岡 京 市	八 幡 市	宇 治 市	城 阳 市	京 田 边 市	木 津 川 市	龟 岡 市	南 丹 市	綾 部 市	福 知 山 市	舞 鶴 市	宮 津 市	京 丹 后 市	乙 訓 郡	久 世 郡	綴 喜 郡	相 乐 郡	船 井 郡	与 谢 郡	府 外	計
小学部		1					1		1			1	4	1	1								10
中学部											1		3		3							1	8
合 計		1					1		1		1	1	7	1	4							1	18

(15) 府立与謝の海支援学校



所 在 地	〒629-2261 与謝郡与謝野町字男山945番地
電話・F A X	0772-46-2770 FAX 0772-46-2771
H P (U R L)	http://www.kyoto-be.ne.jp/yosanoumi-s/
障 害 種 別	主として知的障害、肢体不自由
設 置 部	小学部、中学部、高等部（普通科）

【学校位置略図】



1 沿革の概要

- 昭和43年9月 養護学校開設準備室を開設
校名を「京都府立与謝の海養護学校」と決定
- 昭和44年4月 入学式を挙行
高等部別科生7名で岩滝町児童館横の仮校舎で発足
- 昭和45年3月 小学部・中学部・高等部を設置
- 昭和45年11月 第1・2期工事の完成式を行なう
- 平成17年3月 新設舞鶴養護学校の開校に伴い舞鶴市の児童生徒が転校
- 平成19年4月 「丹後地域教育支援センターよさのうみ」を開設
- 平成23年4月 校名を「京都府立与謝の海支援学校」と変更

2 教育方針

「自分で考え、仲間と協力して、たくましく、豊かに生きる子どもたちを育てる」ために次の点を目標とする。

- (1) 基礎学力や社会性を身につけ、自立し社会参加する力をつける。
- (2) 自分を見つめ、主体的に生きる力をつける。
- (3) 命を大切にし、健康に生きる力をつける。
- (4) 自分と仲間を大切にし、豊かな心で生きる力をつける。

3 学校の特色

- (1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進及び医療的ケア、自閉性障害等の実践と研究
- (2) 12年間の一貫教育と、希望進路の実現を目指した進路指導の推進
- (3) 特別支援教育のセンターとしての役割を果たすため、「丹後地域教育支援センターよさのうみ」を活用し、地域の保・幼・小・中・高等学校への支援（教育相談等）と教育・医療・福祉・保健・労働等関係機関との連携を推進する。
- (4) 地域に開かれた学校づくりと交流及び共同学習、居住地交流の推進
- (5) 危機管理マニュアルの徹底による安心・安全な学校環境の整備

4 幼児・児童・生徒数（地域別）

（平成24.5.1現在）

地域 学部	京都 市	向 日 市	長 岡 京 市	八 幡 市	宇 治 市	城 陽 市	京 田 辺 市	木 津 川 市	龜 岡 市	南 丹 市	綾 部 市	福 知 山 市	舞 鶴 市	宮 津 市	京 丹 後 市	乙 訓 郡	久 世 郡	綴 喜 郡	相 楽 郡	船 井 郡	与 謝 郡	府 外	計
小学部															4	32					16		52
中学部															2	14					9		25
高等部															11	23					8		42
合 計															17	69					33		119

3 平成23年度府立特別支援学校中学部及び高等部卒業生の進路状況

(1) 中学部卒業生の進路状況

(平成24.5.1現在)

区分 学校名	進学者			専修学校・各種学校 高特 別支 援學 等 部 校	就職者	無業者	その他	合計					
	高等学校												
	全日制	定時制	通信制										
盲学校				1				1					
聾学校	1			3				4					
向日が丘支援学校				7				7					
宇治支援学校				15				15					
城陽支援学校													
八幡支援学校				11				11					
南山城支援学校				15				15					
丹波支援学校				12				12					
亀岡分校													
中丹支援学校				14				14					
舞鶴支援学校				8			1	9					
行永分校													
北吸分校				3				3					
与謝の海支援学校				10				10					
合計	1			99			1	101					
%	1.0 %			98 %			1.0 %						

(2) 高等部卒業生の進路状況

(平成24.5.1現在)

区分 学校名	進学者			教育訓練機関等 入学者	・職業能力開発 施設等	就職者	無業者	その他	合計
	大 学 学	短 期 大 学	專 高 攻 等 科 部						
盲学校						2	1		3
聾学校			3			1	3	1	8
向日が丘支援学校					1	3	15		19
宇治支援学校					1	4	14	2	21
城陽支援学校						18	2		20
八幡支援学校						2	12		14
南山城支援学校					1	2	10		13
丹波支援学校					3	2	16		21
中丹支援学校					3	4	13		20
舞鶴支援学校						3	16		19
与謝の海支援学校					1	1	11		13
合計			3		10	42	113	3	171
%			1.7 %		5.9 %	24.6 %	66.1 %	1.7 %	

※無業者には、社会福祉施設等入所、通所者を含む。

4 府内特別支援学級児童生徒数

(平成24.5.1現在)

局 別		設 置 校 数	学 級 数	児 童 生 徒 数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
小学校	乙 訓	18	44	163	10	28	26	40	36	23
	山 城	71	127	403	50	48	70	80	88	67
	南 丹	32	53	155	16	20	33	31	23	32
	中 丹	41	65	171	20	21	30	34	30	36
	丹 後	39	46	129	12	11	25	26	25	30
小 学 校 計		201	335	1,021	108	128	184	211	202	188
中学校	乙 訓	8	17	65	32	19	14			
	山 城	35	56	167	57	57	53			
	南 丹	15	28	88	22	33	33			
	中 丹	19	33	110	37	32	41			
	丹 後	16	21	78	23	27	28			
中 学 校 計		93	155	508	171	168	169			

5 平成23年度府内小学校及び中学校特別支援学級卒業生の進路状況

(1) 小学校卒業生

(平成24.5.1現在)

進路先 人數	中学校通常の学級	中学校特別支援学級	特別支援学校中学部	合 計
人 数	15	141	38	194
%	7.7 %	72.7 %	19.6 %	

(2) 中学校卒業生

(平成24.5.1現在)

進路先 人數	進 学		教育訓練機関等入学		就 職 者	そ の 他	合 計
	特別支援学校 高 等 部	高 等 学 校	各 種 学 校 専 修 学 校	職 業 訓 練 校			
人 数	91	78		1	1		170
%	53.5 %	45.9 %		0.6%			

6 府内通級による指導の実施状況

(1) 通級指導教室設置校数・教室数

(平成24.5.1現在)

校 種	設 置 学 校 数	教 室 数
小学校	50	84
中学校	15	16
聾学校	2 (分校含む)	2

(2) 通級による指導を受けている児童生徒数

(平成24.5.1現在)

校 種	通級による指導を受けている児童生徒数			
	自 校 通 級	他 校 通 級	巡 回 指 導	
小学校	1,835	1,023	812	(10)
中学校	226	187	39	(0)
聾学校	小学校	6	6	(4)
	中学校	7	7	(5)

※巡回指導は、他校通級の内数

III 特別支援教育統計資料

- 1 特別支援学校児童生徒数の推移
- 2 府内特別支援学級数及び児童生徒数の推移
- 3 府内通級指導教室設置状況
- 4 府内中学校特別支援学級卒業生進路状況の推移
- 5 研究指定校等の推移

1 特別支援学校児童生徒数の推移

(毎年 5.1 現在)

年度 学部 学校名	19年度					20年度					21年度				
	幼	小	中	高	計	幼	小	中	高	計	幼	小	中	高	計
盲学校	5	9	5	34	53	3	10	5	40	58	2	11	5	33	51
舞鶴分校		2			2		2			2		2			2
聾学校	24	21	16	17	78	28	24	14	21	87	22	25	10	25	82
舞鶴分校	8	10			18	1	15			16	2	13			15
桃山養護学校		46	40	71	157		42	33	84	159		40	43	76	159
向日が丘養護学校		40	45	55	140		36	49	49	134		40	41	55	136
城陽養護学校		9	5	55	69		13	5	53	71		14	3	55	72
南山城養護学校		92	45	93	230		107	48	83	238		113	57	76	246
丹波養護学校		25	36	63	124		28	30	74	132		36	35	71	142
亀岡分校			1		1										
中丹養護学校		39	29	39	107		36	38	39	113		31	42	48	121
舞鶴養護学校		30	26	59	115		31	38	50	119		35	35	53	123
行永分校		2	2		4		2	1		3		2			2
北吸分校		18	5		23		18	4		22		16	8		24
与謝の海養護学校		31	34	42	107		39	31	39	109		40	34	38	112
府立計	37	374	289	528	1,228	32	403	296	532	1,263	26	418	313	530	1,287
吳竹総合支援学校		42	31	84	157		43	30	81	154		48	30	81	159
桃陽総合支援学校		33	29		62		33	37		70		23	21		44
鳴滝総合支援学校		2	6	49	57		2	4	50	56		2	4	56	62
東総合支援学校		42	36	56	134		39	39	60	138		45	42	67	154
西総合支援学校		59	35	64	158		64	38	65	167		68	46	66	180
白河総合支援学校				93	93				94	94				104	104
北総合支援学校		77	35	92	204		69	50	89	208		71	43	113	227
市立計		255	172	438	865		250	198	439	887		257	186	487	930
京都教育大学附属特別支援学校		15	24	27	66		15	23	27	65		15	24	27	66
合計	37	644	485	993	2,159	32	668	517	998	2,215	26	690	523	1,044	2,283

(毎年 5.1 現在)

年度 学部 学校名	22 年度					23 年度					24 年度				
	幼	小	中	高	計	幼	小	中	高	計	幼	小	中	高	計
盲 学 校	1	13	5	30	49	3	15	4	25	47		17	7	30	54
舞鶴分校	1				1										
聾 学 校	18	22	15	20	75	21	18	17	17	73	22	14	22	15	73
舞鶴分校	3	12			15	5	9			14	8	9			17
桃 山 養 護 学 校		32	31	52	115										
向日が丘支援学校		35	36	63	134		25	36	64	125		39	37	63	139
宇治 支 援 学 校							77	58	88	223		86	60	90	236
城 陽 支 援 学 校		12	6	53	71		8	6	55	69		8	9	50	67
八 幡 支 援 学 校		19	29	38	86		21	29	49	99		32	29	57	118
南 山 城 支 援 学 校		101	71	74	246		82	53	44	179		78	60	52	190
丹 波 支 援 学 校		41	29	79	149		41	33	68	142		42	31	80	153
亀岡分校		2			2		2			2		2			2
中 丹 支 援 学 校		30	47	52	129		32	43	59	134		39	41	61	141
舞 鶴 支 援 学 校		40	25	62	127		38	21	71	130		35	22	70	127
行 永 分 校		4			4		2	3		5		2	1		3
北 吸 分 校		17	7		24		13	9		22		10	8		18
与 謝 の 海 支 援 学 校		45	28	43	116		48	29	40	117		52	25	42	119
府 立 計	23	425	329	566	1,343	23	431	341	580	1,381	30	465	352	610	1,457
吳 竹 総 合 支 援 学 校		53	28	84	165		50	29	91	170		50	28	93	171
桃 陽 総 合 支 援 学 校		28	20		48		19	23		42		30	19		49
鳴 滝 総 合 支 援 学 校		3	5	62	70		6	3	68	77		5	3	70	78
東 総 合 支 援 学 校		50	35	80	165		47	38	87	172		43	33	99	175
西 総 合 支 援 学 校		64	49	88	201		64	46	88	198		56	50	103	209
白 河 総 合 支 援 学 校				111	111				129	129				134	134
北 総 合 支 援 学 校		77	48	99	224		72	46	114	232		72	49	105	226
市 立 計		275	185	524	984		258	185	577	1,020		256	182	604	1,042
京 都 教 育 大 学 附 属 特 別 支 援 学 校		15	24	28	67		18	23	30	71		18	23	30	71
合 計	23	715	538	1,118	2,394	29	707	549	1,187	2,472	30	739	557	1,244	2,570

※表中の平成 22 年度における京都府立各支援学校（八幡支援学校及び宇治支援学校を除く。）の校名は京都府立各養護学校である。

2 府内特別支援学級数及び児童生徒数の推移

(1) 小学校

(毎年 5.1 現在)

年度	学 級 数							児 童 数										
	知的障害	自閉・情緒	病弱・虚弱	肢体不自由	言語障害	視覚障害	聴覚障害	合計	知的障害	自閉・情緒	病弱・虚弱	肢体不自由	言語障害	視覚障害	聴覚障害	その他	合計	
5	142	18			42		9	211	568	61			210		21		860	
6	144	19			33		8	204	550	65			177		15		807	
7	149	22	1		28		4	204	535	70	1		146		8		760	
8	154	27	2		20		3	206	540	81	3		97		7		728	
9	162	38	3		13		2	218	518	98	5		60		4		685	
10	160	45	4		7			216	499	109	12		25				645	
11	169	60	3	2				234	489	133	6	2					630	
12	178	70	3	4				255	481	136	5	4					626	
13	182	78	3	5				268	475	152	5	5					637	
14	196	77	3	7				283	505	150	4	9					668	
15	204	71	2	9				1	287	529	130	3	12			1	675	
16	203	76	1	9			1	1	291	528	151	1	12			1	694	
17	203	74	1	12			1		291	530	172	2	15			1	720	
18	205	70	1	12			2		290	563	179	1	14			2	759	
19	209	75	1	15			3		303	581	185	4	16			3	789	
20	210	70	1	12			3		296	603	189	2	13			3	810	
21	208	77	2	11			4		302	639	218	2	14			5	878	
22	206	83	4	14			4		311	656	243	4	17			4	924	
23	207	93	4	17			4		325	676	278	4	24			4	986	
24	211	92	5	21			5	1	335	686	294	6	28			5	2	1,021

(2) 中学校

(毎年 5.1 現在)

年度	学 級 数							生 徒 数									
	知的障害	自閉・情緒	病弱・虚弱	肢体不自由	言語障害	視覚障害	聴覚障害	合計	知的障害	自閉・情緒	病弱・虚弱	肢体不自由	言語障害	視覚障害	聴覚障害	その他	合計
5	92	6						98	414	28							442
6	92	6						98	418	21							439
7	94	13						107	433	37							470
8	93	13						106	396	34							430
9	89	15						104	372	42							414
10	88	17						105	345	40							385
11	88	22						110	327	47							374
12	90	29	1				1		121	299	55	1			1		356
13	98	30	2	1			2		133	304	78	2	1		2		387
14	98	31	3	2			3	1	138	339	49	3	2		3	1	397
15	99	30	2	6			2	1	140	327	58	3	6		2	1	397
16	93	26	3	5			1	1	129	321	62	4	5		1	1	394
17	95	27	2	3				1	128	317	58	2	3			1	381
18	95	22	1	2			1		121	327	40	1	2		1		371
19	92	27			4		1		124	330	57		4		1		392
20	95	28			4		1		128	340	76		4		1		421
21	99	30			4				133	356	84		4				444
22	98	35			3		1		137	368	100		3		1		472
23	101	37			6		3		147	365	103		6		3		477
24	105	40			6		4		155	385	112		7		4		508

3 府内通級指導教室設置状況

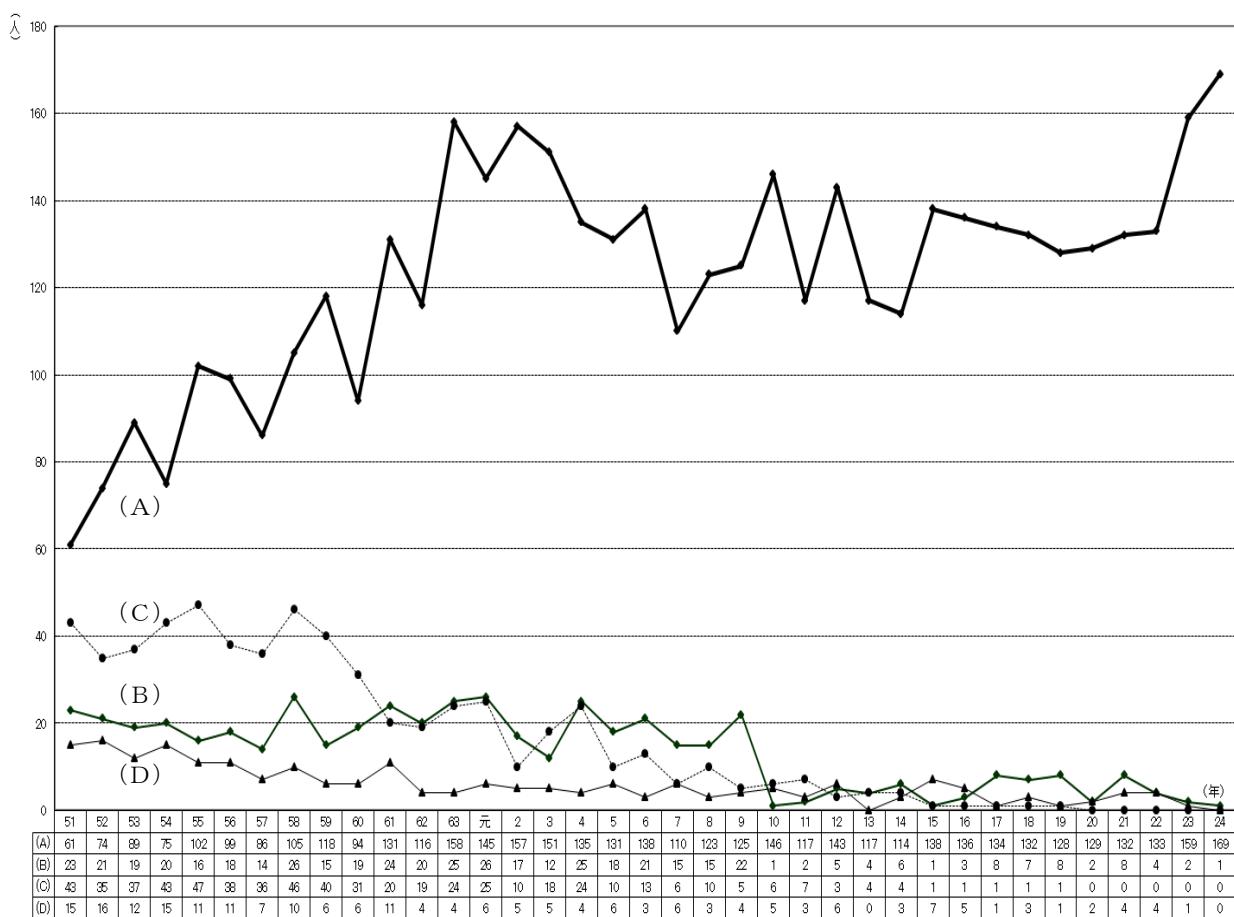
(平成 24 年 5 月 1 日現在)

校種	教育局	市町名	学校名	設置学校内訳		児童生徒数													
				学校数	教室数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計							
小学校	乙訓教育局	向日市	第3向陽小	2	3	48	47	38	40	49	32	254							
			第6向陽小																
		長岡京市	長岡第六小	3	6														
			長岡第七小																
			長岡第九小																
	山城教育局	大山崎町	大山崎小	2	2														
			第二大山崎小																
		宇治市	宇治小	5	6	75	86	99	83	116	74	533							
			神明小																
			南小倉小																
			平盛小																
	南丹教育局	城陽市	木幡小	3	4														
			寺田南小																
		八幡市	久津川小	4	4	75	86	99	83	116	74	533							
			富野小																
			中央小																
	中丹教育局	京田辺市	有都小	2	4														
			さくら小																
		木津川市	くすのき小	1	4														
			木津小																
		久御山町	佐山小	2	2														
	丹後教育局	亀岡市	東角小	3	6	34	45	49	36	35	16	215							
			亀岡小																
		南丹市	千代川小	2	3														
			安詳小																
		京丹波町	園部小	1	2														
	中丹教育局	福知山市	宮島小	2	3														
			丹波ひかり小																
		舞鶴市	綾部小	1	4	104	94	70	55	45	32	400							
			惇明小	2	6														
			昭和小																
			倉梯小	2	6														
			明倫小																
	丹後教育局	宮津市	宮津小	2	4	124	98	70	67	36	38	433							
			吉津小	8	9														
			峰山小																
			大宮第一小																
			網野北小																
		与謝野町	網野南小	4	8														
			間人小																
			鳥取小																
			久美浜小																
			佐濃小																
		伊根町	伊根小	1	1														
		与謝野町	加悦小	4	8														
			岩滝小																
			三河内小																
			市場小																
合計				50	84	385	370	326	281	281	192	1,835							

校種	教育局名	市町村名	学校名	学校数	教室数	1年	2年	3年	計
中学校	乙訓教育局	向日市	勝山中	2	2	7	7	11	25
		長岡京市	長岡第三中						
	山城教育局	宇治市	横島中	5	5	13	30	28	71
		城陽市	宇治中						
		木津川市	城陽中						
		亀岡市	泉川中						
	南丹教育局	南丹市	東輝中	2	2	3	10	11	24
		綾部市	園部中						
	中丹教育局	福知山市	綾部中	3	4	18	19	34	71
		舞鶴市	南陵中						
	丹後教育局	京丹後市	白糸中	3	3	8	13	14	35
		与謝野町	大宮中						
		江陽中	網野中						
合計				15	16	49	79	98	226

4 府内中学校特別支援学級卒業生進路状況の推移

(毎年 5.1 現在)



- 備考 (A) 特別支援学校、公・私立高校
 (B) 専修学校、各種学校、職業訓練校
 (C) 就職
 (D) 家事・家業従事、福祉施設、在家庭

5 研究指定校等の推移

文部科学省の研究指定及び委嘱・委託事業（平成 13 年度以降）

事業名	学校名	内 容	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
学習障害児（LD）に対する指導体制の充実事業	宇治市	学習障害児に対する指導体制の整備、効果的な指導を行うための方策についての実践研究												
障害のある子どものための教育相談体系化推進事業	舞鶴市	福祉、保健及び医療の関係機関と連携した障害のある子どもの教育相談システムの推進												
	亀岡市													
特殊教育研究協力校(早期からの教育的対応に関する調査研究)	盲学校	開かれた教育相談活動の充実を目指して教育課程の編成及び学習指導方法についての実践的研究												
地域における交流活動の充実に関する調査研究	桃山養護学校	養護学校の児童生徒が地域の人々と交流し、自立と社会参加するための方策についての実践的研究												
盲・聾・養護学校の専門性向上推進モデル事業	南山城養護学校 丹波養護学校	地域の実態や学校の実状に応じて、盲・聾・養護学校の専門性の向上を図るために方策についての実践的研究												
特別支援教育推進体制モデル事業	乙訓・山城教育局管内全市町村	LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒への総合的な教育支援体制の整備を図るための実践的研究												
養護学校における医療的ケアに関するモデル事業	各府立養護学校	医療的ケア実施体制の整備を図るために、学校の対応体制、関係機関との連携協力体制の在り方等についての実践的研究												
盲・聾・養護学校における医療的ケア実施体制整備事業		教育・医療等関係部局間の連携、看護師と教員の連携協働によるたんの吸引等の実施体制等について、医療安全面の確保ができる実施体制の整備を図る												
特別支援教育体制推進事業	各府立特別支援学校、各教育局管内全市町村	「特別支援教育推進体制モデル事業」を継承し、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した整備を図る												
発達障害早期総合支援モデル事業	福知山市	保健、医療、福祉関係機関と連携し、発達障害の早期発見・支援に重点をおいた実践研究												
高等学校における発達障害支援モデル事業	朱雀高校	高等学校段階における発達障害のある生徒を支援するため、厚生労働省の発達障害者支援体制整備事業等と連携した調査研究												
職業自立を推進するための実践研究事業	中丹養護学校 舞鶴養護学校 京都市立白河総合支援学校	厚生労働省と連携、協力し、学校、教育委員会、労働関係機関、企業等との連携の下、障害のある生徒の就労を支援し、職業自立を促進するための実践研究												
発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業	各府立特別支援学校、各教育局管内全市町村	「特別支援教育体制推進事業」を継承し、関係部局との連携による生涯にわたる支援を総合的に推進												
特別支援教育総合推進事業	特別支援教育の体制整備の推進	京都府全域	発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の特別支援教育を総合的に推進する											
	高等学校における発達障害のある生徒への支援	城陽高校	発達障害及びその疑いのある生徒への効果的な支援方法と、それを踏まえた全校生徒への活用方法の研究											
	特別支援教育に関する教育課程の編成等についての実践研究	京都市 (北・東・西・吳竹総合支援)	障害の重度・重複化、多様化に対応した、外部専門家を活用した効果的な指導内容・方法に関する研究											
	自閉症に対応した教育課程の編成等についての実践研究	舞鶴支援学校	自閉症の児童生徒のニーズに応えるとともに、可能性を引き出し、現実化する学校教育組織体制の構築と社会性を育む授業の創造											
特別支援教育総合推進事業（高等学校等における発達障害のある生徒へのキャリア教育の充実）	網野高校間人分校	自立した社会人の育成をめざすキャリア教育の観点に立ち、特別支援教育の研究を進め、学校運営に生かす												

IV 特別支援教育參考資料

- 1 就学指導委員会規程
- 2 障害児福祉関係機関等一覧
- 3 就学奨励費支給対象経費一覧

1 就学指導委員会規程

就学指導委員会規程

(昭和49年12月20日)
(京都府教育委員会教育長訓令第5号)

改正 昭和51年7月27日教育長訓令第6号 昭和53年7月25日教育長訓令第7号
昭和54年7月24日教育長訓令第6号 平成14年6月1日教育長訓令第11号
平成17年4月1日教育長訓令第5号 平成19年3月28日教育長訓令第4号
平成24年5月1日教育長訓令第6号
本 庁

就学指導委員会規程を次のように定める。

就学指導委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、京都府教育委員会基本規則（昭和24年京都府教育委員会規則第1号）第25条の規定による就学指導委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（昭51教育長訓令6・平14教育長訓令11・一部改正）

(組織)

第 2 条 委員会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 学識経験者
- (3) 教育職員
- (4) 児童福祉施設（児童相談所を含む。）の職員
- (5) その他、教育長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員は、現任者の任期満了の日まで在任する。

4 委員は、再任されることができる。

（昭53教育長訓令7・昭54教育長訓令6・平24教育長訓令6・一部改正）

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって、これを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(職務)

第 5 条 委員会は、障害のある児童、生徒及び幼児の就学に関し、教育長の求めに応じ、次の各号に掲げる調査、審議及び建議を行う。

- (1) 府立の特別支援学校への入学希望者（予定者を含む。）の就学すべき教育機関の判定に関すること。
- (2) 府立学校に在籍する児童、生徒及び幼児の就学に係る教育相談に関すること。
- (3) その他就学に関し必要なこと。

（平14教育長訓令11・平19教育長訓令4・一部改正）

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、教育庁指導部特別支援教育課で処理する。

（平14教育長訓令11・平17教育長訓令5・一部改正）

(雑則)

第 7 条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、委員会に諮り委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和49年12月20日から施行し、昭和49年12月1日から適用する。

附 則（昭和54年教育長訓令第6号）

この訓令は、昭和54年7月24日から施行する。

附 則（平成14年教育長訓令第11号）

この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成17年教育長訓令第5号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年教育長訓令第4号）

この訓令は、平成19年3月28日から施行する。

附 則（平成24年教育長訓令第6号）

この訓令は、平成24年7月1日から施行する。

2 障害児福祉関係機関等一覧

(1) 障害児施設等 (平成23年10月現在)

① 知的障害児施設

知的障害のある児童が、入所により、独立自活に必要な知識技能を学ぶことを目的とする施設

名 称	所 在 地	設 置 主 体 経 営 主 体	電話番号
京都府立桃山学園	京都市伏見区桃山町遠山50 (〒612-8012)	京都府・社会福祉法人 (京都府社会福祉事業団)	075(611)3136
福知山学園 第一翠光園	福知山市字長田小字上松2707-1 (〒620-0845)	社会福祉法人 (福知山学園)	0773(27)0678
白川学園	京都市北区鷹峯北鷹峯町1 (〒603-8468)	社会福祉法人 (白川学園)	075(492)3609
大照学園児童部	京都市東山区新橋通大和大路東入三丁目 林下町402 (〒605-0062)	社会福祉法人 (大照学園)	075(531)0138

② 知的障害児通園施設

知的障害のある児童が、日々保護者のもとから通い、独立自活に必要な知識技能を学ぶことを目的とする施設

名 称	所 在 地	設 置 主 体 経 営 主 体	電話番号
京都府立こども発達支援センター (すてっぷセンター)	京田辺市田辺茂ヶ谷186-1 (〒610-0331)	京都府・社会福祉法人 (京都府社会福祉事業団)	0774(64)6141
ひなどり学園	京都市北区鷹峯北鷹峯町1 (〒603-8468)	社会福祉法人 (白川学園)	075(492)8222
ボーッツボ	京都市左京区下鴨北野々神町26 北山ふれあいセンター内 (〒606-0846)	社会福祉法人 (京都総合福祉協会)	075(702)3699
京都市児童福祉センター (こぐま園)	京都市上京区竹屋町通千本東入主税町910-25 (〒602-8155)	京都 市	075(801)2176
むくの木学園	京都市東山区新橋通大和大路東入三丁目 林下町400-3 (〒605-0062)	社会福祉法人 (平安養育院)	075(551)2116
洛西愛育園	京都市西京区樅原百々ヶ池23 (〒615-8156)	社会福祉法人 (京都基督教福祉会)	075(391)7793
京都市児童療育センター (きらきら園)	京都市伏見区深草西浦町六丁目65 (〒612-0029)	京都市・社会福祉法人 (京都総合福祉協会)	075(646)3818
空の鳥幼稚園	京都市伏見区向島二ノ丸町151 (〒612-8141)	社会福祉法人 (イエヌス園)	075(622)8546

③ 肢体不自由児施設

上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある児童が、治療を受けるとともに、独立自活に必要な知識技能を学ぶことを目的とする施設

名 称	種別	所 在 地	設 置 主 体 経 営 主 体	電話番号
京都府立こども発達支援センター (すてっぷセンター)	通所	京田辺市田辺茂ヶ谷186-1 (〒610-0331)	京都府・社会福祉法人 (京都府社会福祉事業団)	0774(64)6141
京都府立舞鶴こども療育センター	入所	舞鶴市北吸無番地 (〒625-0080)	京都府 (国家公務員共済組合連合会)	0773(63)4865
聖ヨゼフ整肢園	入所	京都市北区北野東紅梅町6-1 (〒603-8323)	社会福祉法人 (聖ヨゼフ会)	075(462)7621
ひばり学園	通所	京都市北区北野東紅梅町6-1 (〒603-8323)	社会福祉法人 (聖ヨゼフ会)	075(462)7621

④ 重症心身障害児施設

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童が、入所により治療及び日常生活の指導を受けることを目的とする施設

名 称	所 在 地	設 置 主 体 経 営 主 体	電話番号
花ノ木医療福祉センター	亀岡市大井町小金岐北浦37-1 (〒621-0018)	社会福祉法人 (花ノ木)	0771(23)0701
麦の穂学園	京都市北区北野東紅梅町6-1 (〒603-8323)	社会福祉法人 (聖ヨゼフ会)	075(462)7621

⑤ 重症心身障害児(者)通園事業（平成24年3月31日まで）

在宅の重症心身障害児(者)に対し、通園の方法により、日常生活動作、運動機能等に係る訓練・指導等必要な療育等を行う施設

名 称	所 在 地	設 置 主 体 経 営 主 体	電話番号
乙訓ひまわり園	向日市上植野町五ノ坪11番地1 (〒617-0006)	社会福祉法人 (向陵会)	075(935)7071
京都府立こども発達支援センター(すてっぷセンター)	京田辺市田辺茂ヶ谷186-1 (〒610-0331)	京都府・社会福祉法人 (京都府社会福祉事業団)	0774(64)6141
花ノ木医療福祉センター	亀岡市大井町小金岐北浦37-1 (〒621-0018)	社会福祉法人 (花ノ木)	0771(23)0701
京都府立舞鶴こども療育センター	舞鶴市北吸無番地 (〒625-0080)	京都府 (国家公務員共済組合連合会)	0773(63)4865
櫻(くぬぎ)	京都市北区北野東紅梅町6-1 (〒603-8323)	社会福祉法人 (聖ヨゼフ会)	075(462)7621
シサム	京都市伏見区向島二ノ丸町151 (〒612-8141)	社会福祉法人 (イエス法團)	075(622)8545
けやき	京都市西京区大枝北沓掛町1丁目21-20 (〒610-1101)	社会福祉法人 (京都総合福祉協会)	075(332)3111
みづき	京都市伏見区桃山町山ノ下44-8 (〒612-8002)	社会福祉法人 (えのき会)	075(605)0303

※平成24年4月1日以降は、18歳未満の人は児童発達支援又は放課後等デイサービス、18才以上の方は障害者自立支援法の障害福祉サービス(生活介護等)により、引き続き同様のサービスを受けることができます。

⑥ 難聴児童通園施設

聴覚や言葉に障害のある乳幼児を対象に訓練や治療を行い、障害の軽減と心身の成長をうながす施設

名 称	所 在 地	設 置 主 体 経 営 主 体	電話番号
京都市児童福祉センター発達相談所療育部門(うさぎ園)	京都市上京区竹屋町通千本東入主税町910-25 (〒602-8155)	京都	075(801)2176

⑦ 指定医療機関

肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設と同様な治療等を行うことを目的とする施設

名 称	所 在 地	設 置 主 体 経 営 主 体	電話番号
南京都病院 重症心身障害児病棟	城陽市中芦原11 (〒610-0113)	独立行政法人 国立京都病院	0774(52)0065
宇多野病院 進行性筋萎縮症児病棟	京都市右京区鳴滝音戸山町8 (〒616-8255)	独立行政法人 国立宇多野病院	075(461)5121

⑧ 児童デイサービス事業

心身に障害のある幼児等に対し、通園の方法により、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

名 称	所 在 地	設 置 主 体 経 営 主 体	電話番号
視覚障害児童デイサービス あ い あ い 教 室	北区紫野花ノ坊町11 (〒603-8302)	(福)京都ライトハウス	075(462)4462
児童デイサービスひろば	北区北野紅梅町85 (〒603-8324)	(有) ら く	075(465)4130
(福) 保 健 福 祉 の 会 児童デイサービスパー・チエ	中京区西ノ京中御門東町51-3 セレクション中御門2階 (〒604-8471)	(福) 保 健 福 祉 の 会	075(813)5580
(福) 保 健 福 祉 の 会 児童デイサービス第二パー・チエ	中京区西ノ京中御門東町51-3 セレクション中御門1階 (〒604-8471)	(福) 保 健 福 祉 の 会	075(813)5737
洛和山科小山児童園	山科区小山鎮守町9-1 (〒607-8116)	(福) 洛 和 福 祉 会	075(582)2018
和 (な か よ し)	右京区常盤出口町14-26 (〒616-8218)	(特) 河 合 義 根 ・ 可 根 記 念 福 祉 会	075(881)9001
自閉症・情緒障害児等 療 育 相 談 室 (のぞみ親子相談室)	伏見区桃山町本多上野84 (〒612-8027)	(福) 京 都 国 際 社 会 福 祉 協 力 会	075(612)1506
乙訓ポニーの学校	長岡京市井ノ内西ノ口17-8 (〒617-0813)	乙訓福祉施設事務組合	075(952)5000
(有)コラボねっと・京都 自立支援センター	長岡京市長岡2-1-39 小森ビル2F (〒617-0823)	(有)コラボねっと・京都 自立支援センター	075(953)4452
児童デイサービスあゆみ	宇治市槇島町14-8 (〒611-0041)	(福) 不 動 園	0774(24)1233
か お り 之 園	宇治市伊勢田町ウトロ1-6 (〒611-0043)	(福) か お り 福 祉 会	0774(43)0547
宇 治 福 祉 園	宇治市菟道荒槇37 (〒611-0013)	(福) 宇 治 福 祉 園	0774(23)6559
児童デイこころぼっくる	宇治市槇島町大幡26 (〒611-0041)	(特非) ア ジ 一 ル 舎	0774(34)2382
児童デイサービス み ん な の い え	城陽市寺田垣内後691-1 (〒610-0121)	(福) み ん な な か ま	0774(55)5583
ふ た ば 園	城陽市久世北垣内75-1 (〒610-0102)	城 陽 市	0774(54)1966
八幡市児童デイサービス事業 親と子の育ちあい広場わくわく	八幡市男山笛谷2番地 八幡市立福祉センター内 (〒614-8372)	八 幡 市	075(972)1545
児童デイサービス・ちいろば	京田辺市飯田南原3 (〒610-0312)	(有) ス ロ ー プ	0774(39)5072
児童デイサービス くれよん	京田辺市河原北口20-4 (〒610-0361)	(有) ライフ・アシスト	0774(29)5707
京田辺市児童デイサービス事業所 (ふ れ あ い 教 室)	京田辺市田辺鳥本102番地 (〒610-0331)	京 田 辺 市	0774(63)1081
児童デイサービスあん	綾喜郡井手町多賀小字東北河原2-13 (〒610-0301)	(福) 京都ライフサポート	0774(99)4178
いづみ児童デイサービスかも	木津川市加茂町里東里42 (〒619-1152)	(福) いづみ福 祉 会	0774(76)0881
いづみ児童デイサービスきづ	木津川市木津清水27-11 (〒619-0214)	(福) いづみ福 祉 会	0774(46)8150
ハーモニーケアサービス	木津川市州見台八丁目4-26 (〒619-0216)	(有) キ ョ ウ ワ	0774(75)2244
太 陽 ク ル ー	木津川市相楽台5-8-2-102 (〒619-0223)	(株) サ ン ケ ア	0774(75)2888
相 樂 療 育 教 室	木津川市木津清水27-11 (〒619-0214)	木 津 川 市	0774(72)0001
花ノ木医療福祉センター	亀岡市大井町小金岐北浦37-1 (〒621-0018)	(福) 花 ノ 木	0771(23)0701
はびねすデイサービスセンター	亀岡市土田三丁目24-16 (〒621-0011)	(特非) はびねすサポートセンター	0771(24)5639
つ く し 園	南丹市園部町船岡横茶園2 (〒629-0031)	(福) 南 丹 市 社 会 福 祉 協 議 会	0771(62)2978
福知山市障害児通園療育センター く り の み 園	福知山市昭和新町168 (〒620-0051)	福 知 山 市	0773(23)1933
児童デイサービス き ら き ら	福知山市猪崎181-22 (〒620-0017)	(特非) ポ ッ プ コ ーン	0773(24)2560
(福)舞鶴市社会福祉協議会 さ く ら ん ば 園	舞鶴市字余部上821 (〒625-0083)	(福) 舞 鶴 市 社 会 福 祉 协 議 会	0773(64)5798
宮津与謝障害児通園施設 す ず ら ん	宮津市字須津950-120 (〒629-2251)	(福) み ね や ま 福 祉 会	0772(46)0216
障 害 児 通 園 施 設 さ つ き 園	京丹後市峰山町五箇12-1 (〒627-0052)	(福) み ね や ま 福 祉 会	0772(62)8023
療 育 教 室 「わんぱくクラブ」	与謝郡与謝野町字石川906-22 (〒629-2303)	(特非) 野 田 川 良 い 町 づ り の 会	0772(43)1126

(2) 府内相談窓口一覧

市福祉事務所・町村役場			保健所（広域振興局健康福祉部）
向日市福祉事務所	075-931-1111	FAX 075-932-0800	
長岡京市福祉事務所	075-955-9710	FAX 075-952-0001	京都府乙訓保健所福祉室 075-933-1151 FAX 075-932-6910
大山崎町	075-956-2101	FAX 075-957-4161	
宇治市福祉事務所	0774-22-3141	FAX 0774-22-7117	
城陽市福祉事務所	0774-56-4033	FAX 0774-56-3999	
久御山町	075-631-9902	FAX 075-631-1807	
八幡市福祉事務所	075-983-1111	FAX 075-972-2520	京都府山城北保健所福祉室 0774-21-2193 FAX 0774-24-6215
京田辺市福祉事務所	0774-64-1372	FAX 0774-63-5777	
井手町	0774-82-6165	FAX 0774-82-5055	
宇治田原町	0774-88-6635	FAX 0774-88-3231	
木津川市福祉事務所	0774-75-1211	FAX 0774-75-2083	
笠置町	0743-95-2301	FAX 0743-95-3021	
和束町	0774-78-3001	FAX 0774-78-2799	京都府山城南保健所福祉室 0774-72-0979 FAX 0774-72-8412
精華町	0774-95-1904	FAX 0774-95-3974	
南山城村	0743-93-0104	FAX 0743-93-0444	
亀岡市福祉事務所	0771-25-5031	FAX 0771-25-5511	
南丹市福祉事務所	0771-68-0007	FAX 0771-68-1166	京都府南丹保健所福祉室 0771-62-4751 FAX 0771-63-0609
京丹波町	0771-86-1800	FAX 0771-86-1233	
福知山市福祉事務所	0773-24-7017	FAX 0773-22-9073	京都府中丹西保健所福祉室 0773-22-5766 FAX 0773-22-4350
綾部市福祉事務所	0773-42-3280	FAX 0773-42-8953	
舞鶴市福祉事務所	0773-66-1033	FAX 0773-62-7957	京都府中丹東保健所福祉室 0773-75-0856 FAX 0773-76-7897
西支所	0773-77-2253	FAX 0773-77-1800	
宮津市福祉事務所	0772-45-1622	FAX 0772-22-4801	
与謝野町	0772-43-1513	FAX 0772-42-0528	
伊根町	0772-32-0504	FAX 0772-32-1009	京都府丹後保健所福祉室 0772-62-0361 FAX 0772-62-4368
京丹後市福祉事務所	0772-69-0320	FAX 0772-62-1156	

児童相談所	保健所(広域振興局健康福祉部)	公共職業安定所
京都府家庭支援総合センター 075-531-9600 FAX 075-531-9610 京都市東山区清水四丁目185-1 (〒605-0862)	京都府乙訓保健所 075-933-1151 FAX 075-932-6910 向日市上植野町馬立8 (〒617-0006)	京都七条公共職業安定所 075-341-8609 FAX 075-371-0767 下京区西洞院通塩小路下ル 東油小路町803 (〒600-8235)
	京都府南丹保健所 0771-62-4751 FAX 0771-63-0609 南丹市園部町小山東町藤ノ木21 (〒622-0041)	京都西陣公共職業安定所 075-451-8609 FAX 075-414-3900 上京区大宮通中立売下ル和水町439-1 (〒602-8258) (園部出張所) 0771-62-0246 FAX 0771-62-4853
京都府南部家庭支援センター (京都府宇治児童相談所) 0774-44-3340 FAX 0774-44-3371 宇治市大久保町井ノ尻13-1 (〒611-0033)	京都府山城北保健所 0774-21-2191 FAX 0774-24-6215 宇治市宇治若森7-6 (〒611-0021)	宇治公共職業安定所 0774-20-8609 FAX 0774-24-7796 宇治市宇治池森16-4 (〒611-0021)
	京都府山城北保健所綴喜分室 0774-63-5745 FAX 0774-62-6416 京田辺市田辺明田1 (〒610-0331)	伏見公共職業安定所 075-602-8609 FAX 075-611-3040 伏見区風呂屋町232 (〒612-8058)
		宇治公共職業安定所 0774-20-8609 FAX 0774-24-7796 宇治市宇治池森16-4 (〒611-0021)
		京都田辺公共職業安定所 0774-65-8609 FAX 0774-63-6898 京田辺市田辺中央2-1-23 (〒610-0334)
	京都府山城南保健所 0774-72-0979 FAX 0774-72-8412 木津川市木津上戸18の1 (〒619-0214)	京都田辺公共職業安定所 0774-65-8609 FAX 0774-63-6898 京田辺市田辺中央2-1-23 (〒610-0334) (木津出張所) 0774-73-8609 FAX 0774-72-3660
京都府北部家庭支援センター (京都府福知山児童相談所) 0773-22-3623 FAX 0773-22-3746 福知山市字堀小字内田1939-1 (〒620-0881)	京都府中丹西保健所 0773-22-5744 FAX 0773-22-0429 福知山市篠尾新町1 丁目91 (〒620-0055)	福知山公共職業安定所 0773-23-8609 FAX 0773-22-4527 福知山市東羽合町37 (〒620-0933) (綾部出張所) 0773-42-8609 FAX 0773-42-2049
	京都府中丹東保健所 0773-75-0805 FAX 0773-76-7746 舞鶴市倉谷村西1499 (〒624-0906)	舞鶴公共職業安定所 0773-75-8609 FAX 0773-76-5150 舞鶴市字西小字西町107-4 (〒624-0937)
	京都府丹後保健所 0772-62-0361 FAX 0772-62-4368 京丹後市峰山町丹波855 (〒627-8570)	峰山公共職業安定所 0772-62-8609 FAX 0772-62-5301 京丹後市峰山町杉谷147-13 (〒627-0012) (宮津出張所) 0772-22-8609 FAX 0772-22-4107

3 就学奨励費支給対象経費一覧

(平成24年度)

区分			特別支援学校															特別支援学級			
			幼稚部			小学部			中学部			高等部						小・中学校			
			I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III				
教科用図書購入費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	-	-	-	
学校給食費	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	1/2	-	
交 通 学 費	本人経費		10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2 1/2	1/2 1/2	10/10	1/2 1/2	1/2 1/2	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	
	通 付 添 人 経 費 の た め					1~3年 10/10	1~3年 1/2 1/2	1~3年 1/2 1/2		(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	(肢重) 1/2	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	-	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	-	-	-	
	付 添 い の た め					4~6年 10/10	4~6年 (肢重) 10/10	4~6年 (肢重) 10/10		10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	
	本 帰 人		1~3回	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2 1/2	1/2 1/2	10/10	1/2 1/2	1/2 1/2	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	
	4~39回		10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	
	省 付 添 人 経 費		1 3 回	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2 1/2	1/2 1/2	10/10	1/2 1/2	1/2 1/2	10/10	1/2	-	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	-	-	-	
	1 3 付 添 い の た め					10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	-	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	-	-	-	
	4~39回		10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	-	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	-	-	-
	職場実習費 (交通費)		-	-	-	-	-	-	10/10	10/10	1/2	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2		
	交流及び共同学習費		10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	1/2	-	-	-	-	10/10	1/2		
寄 宿 舍 居 住 経 費	寝具購入費		10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-	-	-	-	
	日用品等購入費		10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-	
	食 費		10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-	
修 学 旅 行	修 修 学 旅行費		-	-	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-	1/2	-		
	付添人経費		-	-	-	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	-	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	-	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	-	-	-	-	-	-		
	校 外 活 動 等 參 加 費		本人経費	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-	1/2	-	
	付添人経費		10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-	-	-		
学 用 品 等	職場実習宿泊費		-	-	-	-	-	-	-	-	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-		
	学用品等購入費		10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-	1/2	-		
新入学児童・生徒 学用品費等			-	-	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-	1/2	-		

- (注) 1 網掛け(■)の欄は、負担金分を示し、その他の欄は、補助金分を示す。
- 2 表中「肢」は肢体不自由者の児童・生徒、「重」は重度・重複障害を有する児童・生徒である。
- 3 交通費の付添人経費で「付添中」は、幼児、児童又は生徒に付添っている場合であり、「付添いのため」は、幼児、児童又は生徒を送迎するために保護者が単独で往復する場合である。職場実習費(交通費)及び交流学習費については文部科学大臣の定めるところにより、保護者の負担能力によっては支給しない場合がある。
- 4 特別支援学級の交通費のうち職場実習費については、中学校が対象である。
- 5 表中「I」、「II」及び「III」は、保護者の経済的負担能力による区分である。

京都府の特別支援教育

発行 平成24年10月

編集 京都府教育庁指導部

特別支援教育課

電話 075(414)5835